

平成17年厚岸町議会第3回定例会		
平成17年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		平成17年10月3日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成17年10月3日 午前10時53分
	閉 会	平成17年10月3日 午後 5時33分

1. 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	佐々木 敬 治	○
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司	デイサービス センター施設長	藤 田 稔(兼務)
総 務 課 長	田 辺 正 保		
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	監 査 委 員	今 村 實
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	監査事務局長	松 澤 武 夫
		教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教委管理課長	米 内 山 法 敏
保健介護課長	豊 原 隆 弘	教委指導室長	酒 井 裕 之
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
環境政策課長	小 島 信 夫		
産業振興課長	大 崎 広 也	教 委 体 育 振 興 課 長	松 浦 正 之
建設課長補佐	倉 知 敏 春		
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水 道 課 長	高 根 行 晴		

厚 岸 町 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 7 . 1 0 . 3)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成17年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成17年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成17年10月3日

午前10時53分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
いかようにいたしますか。
4番。

- 小澤委員 議長の指名により決していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） ただいま議長指名の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
それでは、議長において、委員長には谷口委員、副委員長には中屋委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、委員長には谷口委員、副委員長には中屋委員が互選されました。
委員会を休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

- 委員長（谷口委員） 委員会を再開いたします。
初めに、議案第63号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。
第1条の歳入歳出予算の補正、7ページ、事項別明細書をお開き願います。
9ページ、歳入。補正予算説明書から進めてまいります。進め方は、款、項、目により進めてまいります。
13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、ございませんか。
3目農林水産業費負担金、ございませんか。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。
2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金。
6目土木費国庫補助金。
8目教育費国庫補助金。
11目災害復旧費国庫補助金、ございませんか。
16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。
2項道補助金、2目民生費道補助金、ございませんか。
17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金。
2項財産売払収入、1目不動産売払収入、ございませんか。
18款寄附金、1項寄附金、6目商工費寄附金。
9目教育費寄附金。
19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。
20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金。
21款諸収入、3項貸付金元利収入、7目病院事業会計貸付金収入。
3番、南谷委員。

●南谷委員 21款3項7目病院事業会計貸付金の収入について、4億5,000万円についてお尋ねをいたします。

病院事業の運転資金として、病院事業会計の方へ貸付金の償還をされる金額というふうに理解をしておりますけれども、一般会計から貸し付けをするわけですが、この貸付期限と金利はどのようになっておるのかお尋ねをいたします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

貸付期限と金利ということでございますが、貸付期限といたしましては、今後、病院事業会計と協議することとなりますが、本日、10月3日でございます。短期資金の場合は年度内回収が当然のことでございますので、最長で6カ月ということになるかと思っております。

それから、金利でございますが、昨年の一般会計の市中金融機関からの利率につきましては、年利でございます。0.5%から0.59%が実績となっております。ただし、これは昨年の実績でございまして、今後、市中金融機関の金利の動向によっては増減することが考えられるかと思っております。

以上です。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 もう病院の方の赤字というんですか、欠損金が生じて運転資金がないので、運転資金として貸し出すと、こういう理解をしておるんですけれども、期日もその時点、時点で、まだ確定しておらないのですか。金額だけわかっている。

僕の聞きたいのは、市中金利の金利はわかったんですけども、一般会計から病院事業会計に貸し出す金利は幾らなのか、あるのか、ないのか。無利息で貸すのかどうかと、この辺なんですよ、これを伺います。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 歳入歳出同額、4億5,000万円となっているということから、ゼロ%を想定しております。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 ゼロ%の貸し付けとおっしゃいましたよね。当然、受入利息もないから今元利一緒だと、こういう話なんですけれども、仮にですよ4億5,000万円、財源を一般会計から貸し出すんですよね、病院事業会計に。さっき言われたように、金融機関では0.5から0.6くらいまでの金利が一般会計では当然、その金利の運用ができなくなるわけですから、リスクがかかると思うんですよ、一般会計の方に。病院事業会計はゼロだよ、金利負担は、元金だけ4億5,000万円融資するわけですから。

本来、この地方公益企業法に、逐次条例解説読ませていただいたんですけども、病院事業会計でこのリスクというんですか、この4億5,000万円に対する金利の負担も、私は原則として病院事業会計の中できちんと負担をしなければならないものではないのかなと。場合によっては、一般会計で負担してもやむを得ない場合もあるんだけれども、それはむしろ特例ではないのかなと。その辺の考え方はどのようになっておられますか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げたいと思います。

ご質問者おっしゃられますとおり、公営企業法におきましては、特に企業間同士におきまして貸し借りのある場合には、金利負担ということで利息を負担するということは当然のことと考えております。

ご質問者おっしゃられる内容につきましては、私どもとしては大きく2つの考え方を持って、このたび提案をさせていただいております。

まず第1に、病院事業会計が市中金融機関から短期資金、いわゆる運転資金として借り入れを起こしているところがございますが、先般、決算の審査における説明にもあったように、累積債務が約8億円等々ございまして、この8億円を要するに短期資金で補っていくということになりますと、単純に年度内、一時借入金というのは当然、年度内返済が常道でございますので、この8億円の資金を回転させるためには、かなり市中金融機関の借り入れの額が増加しまして、ある意味短期資金という、いわゆる年度内償還ができない可能性が出る。長期資金化してしまうおそれがあるということで、一般会計としてはそれを避けるために、要するに一般会計からの短期貸し付けを行いまして、市中金融機関に対する病院事業会計からのまず返済を行うと。

それから、2点目としましては、金利負担の問題でございます。ご質問者ご指摘のとおり、企業会計として利払いをするべきだということは、当然のことと承知しております。

ただし、財革の中でもいろいろ組み立てをしておりますが、いわゆる赤字補填としての病院事業会計に対する補助金、一般会計からの資金の投入は基準以外ということで、しないという一応の目標がございます。それをまず第一に考えまして、一時借入金利子が一般会計として要らないということは、言いかえれば病院事業会計に対する、いわゆる赤字補填につながるのではないかということになりますけれども、大きな意味では、まず赤字補填という明確な、そういう名目をもって補助金を出すのではなくて、一般会計からの貸付金を短期として貸し付けて、なおかつその利息については一般会計が負担するということで、言いかえると二重のことになるかもしれませんが、大きな意味では一般会計からの一つの支援策ということで考えてやっているというふうに考えているところであります。

したがいまして、直接的に赤字補填に対する一般会計の資金の投入ではなくて、一時借入金の利息について一般会計としてゼロ%とすることによって、一つの赤字補填策の支援策というふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 答弁の内容はですよ、理解をさせていただいたんですけれども、考え方としては僕はちょっと違うんです。課長の言われた理論というものはよくわかりました。だけれども、私は幾ら病院事業会計が赤字でも、やはり透明を期するというんですか、そういう基本論に立てば、幾ら赤字になったのかどうなのかということは、町民にきちんと双方で負担しなければならないものではないかと。その上で、きちんと線引きをするのであればいいんですけれども、私は利息に対しても、内部流通の中でこういうふうになりますというものをどこかできちんと明示がなされなければ、ゼロですよということであれば。

けれども、原則は僕は違うと思うんですよ、会計上。これは町民の皆さんも、こっちでその分負担していますよ、出るんですよといったって、数字には出てこないわけですから、どこにも。きちんと明示を今後していくべきではないのかなと。そういうことがきちんと、病院会計で資金需要も足りなくなってきたよということを考えていかなければ、やはりお互いオール厚岸だからいいんだというものの、お金、数字というものは明確に透明性を保って経理をしていただきたいなと私は考えます。答弁は要りません。

●委員長（谷口委員） それでは、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

6項雑入、3目雑入、ございませんか。

22款町債、1項町債、4目農林水産業債、ございませんか。

以上で歳入を終わります。

次に、歳出へ入ります。

13ページから進めてまいります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

13番、菊池委員。

- 菊池委員 14ページ、節説明の中でアスベスト測定分析等委託料がございます。アスベストにつきましては、過日の一般質問で3名の方が質問をされておられましたけれども、説明によりますと各項目にわたりまして、アスベストの測定分析委託料が上げられておりますけれども、このたびのこの件の金額はどのくらいになるのか、参考までにお知らせしていただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

各目、節ごとに今回計上させていただいております総額でございます。先ほど説明いたしましたアスベストの施設事前調査10万円、これは町有財産、一般の科目でございますが、10万5,000円を含めまして175万6,000円、一般会計の計175万6,000円の計上となっております。

- 委員長（谷口委員） 13番、菊池委員。

- 菊池委員 アスベストにつきましては、今年度、社会的に全国的環境問題として浮上した問題であります、一般財源の支出となるんですか。

- 委員長（谷口委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） 特定財源はございません。すべて一般財源の充当となっております。

- 委員長（谷口委員） 13番、菊池委員。

- 菊池委員 ここで町長にもお伺いいたしますが、国の環境省の考え方、厚岸町、北海道などの考え方、それでなくても予算が交付税等の国からの交付が少なくなっている中で、何らかの対策要請が必要と思われますが、国際的に見ても我が国の環境対策、アスベスト対策は7年以上もおくれているという報道になっています。この辺の見解を町村会などで検討する必要もあるのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ご質問ありましたとおり、このアスベスト問題は本町だけの問題ではなく、全国的な環境に関する自治体として大変な課題になっております。そこで、まず釧路町村会におきましても、この問題を今提起しながら、国に要請していこうという前段階にございます。しかし、これは調査費でございまして、今後その結果によっては改修とか、より以上の予算措置をしなければならない問題も出てくるかもしれないわけであります。

そういう中で、もろもろの問題の結果においては、強く財政負担という中で国に要望、要請していこうということになろうかと思えます。現在、町村会では方向は明確になっておりませんが、協議の中でいろいろと話題になって、この話題をさらに今後の国等の要望事項として取り組んでいこうという段階でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

5 目交通安全防犯費。

10 目企画費。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと企画費からはみ出るところがあるんですが、簡単にやりますので、お許しいただきたいです。

今、国勢調査がどんどん進んでいます。けさかな、防災無線にも入っていましたね。それで、この国勢調査の進め方の中で、何というんですか、プライバシー意識の高まりということが全国的に非常に大きくなってきて、対面方式というのがこのままやれるのかというような話はいろいろ出ておりますが、その点はちょっとこっちへ置いて、今回初めて封筒がついたんです。密封方式と言われる方法が出てきました。厚岸町の場合には、これは本人がそれを望む場合には密封といいますか、あれは両面テープがついていまして、封をして出してくださいと。それから、裸で寄越してもいいし、その封筒の中に入れてもいいと。調査員の方は、封筒の中に入れてあった場合には、「封をしますか」と聞くんですというようなことを、家へ来たときに何か家内と言っていたようです。

それで、この点は、これは国の方から委託を受けてやる業務で、厚岸町が独立に考えて国勢調査をやっているわけではありませんから、国との打ち合わせがいろいろあると思いますが、この封筒の扱いというのはどのような形になっているのか、まずご説明をいただきたい。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 封筒につきましては、今ご指摘のとおり、本人が望む場合はということが原則になっております。ただし、封筒の注意書きと申しますか、その書き方がどちらともとれると。そのまま手渡してもいいし、封筒に入れて封をして出してもいいというふうにとれる注意書きになっておりまして、そこは調査員の事前の説明によって本人が選択できるようにするというようになっておりますので、調査員の説明会等でもそういう指導を行っております。

この封筒につきましては、裸で出す方については、もちろんそれは捨てて結構ということで、回収の必要はないということになっております。

●委員長（谷口委員） 1 番。

●室崎委員 実は、一つには、調査を受ける一般市民の、何かこんなことを聞かれて書いて出して、どこかに漏れていくのではないかなというような式の、今何せ情報がとんでもないところへ走って歩いたとか、もちろん厚岸町がやっているわけではないですよ、一般的にね。あるいは、へんてこな業者が、いわゆる何とか詐欺なんていって変な電話がくるものですから。

●委員長（谷口委員） 室崎委員、申しわけないんですけども、簡便にお願いします。

●室崎委員 わかりました。

そういうことでもって、いろいろそういう意識が出ている中で大変だと思うんです。

それで、この封筒に入れるということは、実は調査員を保護することにもなるわけですよ。そういう意味で、いろいろな自治体で一律封筒に入れて出すというようなことをやっているところもあると聞いておるのですが、厚岸町は厚岸町として、こういうものについてどのような考えを持って、どのように検討なさったか。今これからどうのこうのという時期ではありませんので、その点だけ、町の考えをお聞きしたいんです。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 国勢調査につきましては、国あるいは北海道からの指導がございます。釧路支庁等による説明会においても、これは本人の意思による選択であるという指導を受けておりますので、私たちは調査員に対して、それと同じ指導を行っているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 そうではなくて、今の言い方でもっていくのであれば、一律でもってやるなんていうことはできないことになるはずですよ。そうではなくて、やはりそれぞれの自

治体の独自の考えでやれる幅があるはずなんです。

そういう意味で、厚岸町としては何でも上からきたから、そのまますっくとところてん式に流しただけで、町としての考えは何も持っておりませんということなのか、あるいはきちんとした何か検討をした上で、今回このようにしたのか、その点、厚岸町としてはどう考えているのかということを聞いているわけで、国や道がどんな指示を出したのかということを聞いているわけではありません。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） その問題につきましては、町の裁量というのはないというふうに考えておりまして、国・北海道の指導のとおり実施するという範疇の問題だというふうにとらえております。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

11目財産管理費。

12目車両管理費。

7番、中屋委員。

●中屋委員 委員長にお願いがあるんですが、少し目から拡大しますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（谷口委員） はみ出さないように。

●中屋委員 お願いします。

さきに一般質問の中でお聞きいたしました公金引き継ぎの私用車は使用している施設はないかという答弁の中に、3回目の答弁の中にちょっと納得できないというか、理解ができない1点がありましたので、質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、一般質問の中で課長は、その車を、対象とする車を自賠責または対人・対物保険が保障されている車を使用車として認めていると、1点と。あと、事故があった場合、その車の保険を利用して支払いされると。もう1点、その保険を利用した場合には、一切町の方でもって補填をしないと。あくまでも運転手の責任でもって、その事故を対処するという答弁をいただきました。そこでお伺いいたしますが、もしそういう私用車を公務に使用するというお互いに伺いをとって、納得済みでもってやっているんですよという答弁ですが、その車に対しての借り上げ料、使用料というものを支払っているのか、まずお聞きしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

公務への私用車の利用という部分につきましては、ただいま中屋委員がおっしゃっており、いわゆる本人との使うといいましょうか、その車を公用に使うという部分での届け出、承認というような形の中で行ってきているということでございます。

それで、私用車の使用でございますけれども、一般質問の中でもお話ししておりますけれども、この車を使用するに当たっては、車そのものの所有者あるいは運転する者との親族関係にある車両、いわゆる所有者といいましょうか、そういうような形の中での車を使用をするということで、第三者の車を運転するというようなものではないということでお答えをさせていただいておりますし、そのような運用をしてございます。

それで、この私用車の考え方でございますけれども、一般質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、リース、いわゆる借り上げをするということではなくて、そこに持っている交通機関、こちらを利用するという部分について承認をするというような考え方で行ってございます。したがって、借り上げ料、こういったような措置はしておりません。あくまでも、交通器具としてそれを利用したという部分での費用弁償的な考え方の中で車賃といいましょうか、キロ幾らですね、そういう計算の旅費規定に基づく計算の中での支払いを行うというふうになってございます。

●委員長（谷口委員） 7番、中屋委員。

●中屋委員 もちろん、そうであるならば、これは町長の決裁をもらっていると思うんです。そういう申し合わせでもって取り組みが行われているとしたならば、契約書というんですか、口頭ではないと思うんです。もし、そういう名前を抜粋してもいいですから、そういうものをきちんと交わしているというものがあるならば、資料としてちょっと要求したいんですけれども、よろしいですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、口頭でお答えさせていただきたいと思いますが、年度の当初におきまして公用に使用する自家用車の届け出というような内容のペーパーを、いわゆる私の持っている私用車ですね、私用車を公用に使いたいというような形での届け出を出していただきます。その内容というのは、運転はだれがするんです。もちろん運転免許はどうなっています。それから、使用する車はどの車です。車の種類、もちろん特定できる車ですね、車両ナンバーまで入れて。所有者がだれになっているか。それから、通勤に使用している車なのかどうか、そういうような部分。それから、自賠責保険はどのような契約になって、満了日がいつになっているのか。任意保険の契約先はどうなっているのか、その保険の種類は対人保険どうなのか、対物保険はどうなのか、搭乗者保険があるのかないのか。そのほか、任意保険の特約条項が結ばれているのかど

うか、これらをすべて記載しまして届け出がされてございます。その届け出をもって、決裁の形でございますけれども、任命権者である町長までの決裁の中で、こういった届け出に基づく私用車を公用に使ってよろしいかという伺い、これがされているという内容でございます。

なお、個々の外勤につきましては、そういった外勤命令というのがございまして、私用車を使っての外勤が行われると。それは個々、その事象に応じた命令がされているというのが実態でございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（谷口委員） 7番、中屋委員。

- 中屋委員 本来ならば、厚岸町は私の聞いた範囲では、私用車を公務に使うということは、基本的には禁止されていると思うんですよ、これは特殊だと思うんですが。そういう中で、こういう私用車を利用するというのは、今の課長の答弁では1キロ当たり交通費というんですか、何というんですか、これは。37円と言っていましたが、それでもって相手側も一応承認しているんですよというふうに理解していいんですか。

私、ちょっと民法、使用者等の責任、第715条、ある事業のために他人を利用するものは、被使用者がその事業の執行について、第三者が加えた損害を賠償する責任を負うというふうになっているんですよ。なぜ、相手側の保険だけに頼って、行政の方で使用料も出さない、納得がいかないんですよ。そこらはどうなんですか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

- 総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、職員の自家用車を公用に使うという部分、中屋委員おっしゃられるように原則禁止にしております。公用に使うなということでございます。それはなぜかといいますと、ただいまのご質問にもありましたように、民法ですと715条の関係がございまして、またケースによっては国家賠償法の適用、こういったものにもかかってまいります。

そういった中で、やはりきちんとした管理下にあった形での管理という部分も徹底をしなければならないというのが原則でございます。おっしゃられるように、第三者に被害を与えたという部分につきましては、国家賠償法あるいは民法の715条、これは使用者責任。それから、交通事故になりますと、そのほかに対人関係での適用になりますけれども、自動車損害賠償保障法というのがございます。こういった3つの法律の適用が出てくるわけでございますけれども、こういった中でその事故を起こした者の雇用者、使用者、そういった部分での責任という部分は免れません。

したがって、仮に職員が公務で、仕事の業務で事故を起こして、相手に加害を与えたというケースになりますと、一時的には厚岸町がその被害者に対して賠償責任を有するという形に相なります。そういうような形の中で、厚岸町はあくまでも、その被害を受けた方と厚岸町の間での賠償関係が生じてくるということになるわけでございますけれども、実際に、ではそのお金といたしましうか、厚岸町が賠償するに要したお金の部分ですけれども、それをどうするかという部分が実は出てくるわけでございまして、

そこでの取り扱いの中で、この私用車を使うといった場合については、そこにあるそういった時点においては保険、入っている保険ですね、保険で給付されるものについては、それを使わせていただくんですよという事前の合意の中で、この私用車を認めていると、自家用車の公用使用を認めているということでございますので、それに基づいて町の方と自家用車の職員との間の保険、これを逆に公用の方ということで歳入の形で実務的には受けるという形になります。

●委員長（谷口委員） 7番、中屋委員。

●中屋委員 お許し願いたいと思います。

何かこうすっきりしないんですよ。公用車の場合には、もちろん車は町のもの、保険も町で掛けている。事故を起こしたものは、全部行政の方で、町の方でもって決裁する。私用車の場合は、もちろんそういう申し合わせだというから、保険でもって全部対処する。だけれども、その後の、一般質問でも言いましたが、保険料その他もろもろのものが高くなっても、その人はそれは運転手の責任でもって、私用車の車の責任でもって払いなさい。そして、ふだんその車を借りているのはキロ当たり37円の、こんな金しか払っていない。タイヤが減ろうが、オイルを食おうが、ガソリンを食おうが、一切その人の責任において支払ってくださいと、何か余りにも冷たいというか。確かに、そういうふうにして相手側と申し合わせでもって話をしているからいいんですよと、いいのではないですかと、どうも納得がいかないんですよ。そこらはどうなんですか、もう一度考え直してもらえないということはないんですか。

せめて、そういうことであれば借り上げ料、または車の使用料として対処するだとか、そういうことは考えられないんですか。何か僕、頭悪いものですから、余りにも差別とあったらいいのか、差があり過ぎるのではないだろうか。公用車で事故った場合には、全部行政の方で対処する。だけれども、私用車は自分方で対処しなさいと、何か余りにも冷たいような感じを受けますが、いかがなものでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

現在の、いわゆる職員の自家用車の公用使用という取り扱いというのは、今までご説明申し上げましたけれども、公用に要するからという形の中で、その車を借り上げることではなくて、その職員が移動して歩くための交通機関の利用の手段の一つというようなとらえ方の中で、実はきいているというのが実態でございまして、その利用する交通機関の一つに自家用車、これの利用をさせてほしいといいましょうか、するということの双方の合意といいましょうか、そういう中で取り扱ってきているということでございまして、旅費規定に基づく、それにかかった費用については弁償をいたしませんという、実はその考え方でございまして。

確かに、中屋委員さんおっしゃるように、例えば公用車配置していないところと配置しているところと差があるのではないかと、その辺の実態についての違いという部分、私

も重々承知してございますけれども、運用の中でそのような形をとらせてきていただいているということでございまして、これはやはりそういった中で何といたしますか、自家用車の使用について、仮にそういった条件、保険を使うのはだめだ、使用するにもだめだというような形になりますと、これは別途、その外勤に当たっての移動方法というような部分は考えなければならないというふうに実は私も思っております。

そういった中で、今の取り扱いの中からいきますと、やはり自家用車という形になりますと、個人の財産という部分もございまして、その辺の取り扱い上の問題も出てきますし、管理上の問題も出てまいります。そういった中で、ちょっと繰り返しになりますけれども、私どもは外勤に伴う一つの移動のための手段として、車の使用があるんだというようなとらえ方、その使用をする、そのためにその車を使うためには、こうこうこういう条件に合致しているものを利用するんだという部分の中で承認をしているというような状況での取り扱いをさせていただいているということでございますので、ご理解を賜りたいなというふうに思いますし、なお別途の方法があるかどうかという部分については、さらに研究もしてみたいなと、私個人的にはそのような考え方も持っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 全体のところでもってやってもいいんでしょうけれども、ちょっとここでの問題ですので、続けさせてください。

今の話聞いていると、法的な部分が非常にあいまいなんですよ。それで、もう一度整理する意味でお聞きします。

今、議論の中でもって民法の第715条、不法行為の使用者責任、そこのところが出ていました。それと同じような考え方で、国家賠償法、地方公共団体にもそれが適用されるわけです、それが使われると。それから、あと自動車の場合には、その特化した法律があるわけです、交通事故の場合ね。ただ、考え方はみんな同じだと思うんです。

それで、まず一つは、これちょっと言葉で言ってしまうと同じなので、やりづらいんですが、車の話はこちに置きます。それで、使われている者、この場合、被用者というんでしょうけれども、使用者というのは使っている人の業務行為を行っていて第三者に損害を与えた場合、これが715条1項だと思うんです。この場合には、限界事例の話なんかはちょっと今こっちへ置いて、ピタッと当たった場合ですね、これはまず第三者に対する責任というのは、いわゆる親方にあると、これは間違いないですね。それで、第三者に対して損害賠償しましたとなるわけです。

その場合に、たしか2項にそんなことが書いてあるのではないかなと思うんですが、715条の。いわゆる使っている、俗に言う親方はですね、第三者に対して自分の使っている人のために起こした損害ですから、お支払いしましたと。そうすると、使っている人はその分だけ損害を受けたわけですよ。それを使われている人に対して、おまえのおかげでこういうことになったんだから、その分払いなさいという場合には、単なる過失でもよろしいんですか。あるいは、そこのところで要件が加重されて、いわゆる重過失とか、

そういうものが込み込みの場合には当然ですけども、あった場合になるんでしょうか。そのあたり、まずどういうふうになっていますか。国家賠償法の場合もどうなっていますか。

国家賠償法の場合ですと、公務員が公務を行ったわけですね、もっと明確です。その場合に、その公務執行によって第三者に損害を与えた場合の過失の程度というのは、どの程度だと考えておりますか、全部ですか。それから、過失がなかったような場合はどうなんですか。そのあたりを、まずきちんと教えていただきたい、それが1点です。

それから、今度は私用車というのは私用車です。それを利用する場合には、年度の当初にいわゆる申請を出してあるということですよ。そこには、保険だとか、いろいろなことが書いてあるということが口頭で説明ありました。その中に、この場合に、いかなる事情によって事故を起こしても、相手方に支払うお金は一時町が立てかえた後は、この保険金で賄いますというふうに1項が入っているのでしょうか、明記されていますか。まず、この2点。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

相手に被害を与えた場合の責任という部分につきましては、1番委員さんがおっしゃるとおりでございます、いわゆる使用者としての責任の中で賠償を行うというのが基本でございます。一般的には、何といいたいでしょうか、使用者側の方でかかった経費に対する補填といいたいでしょうか、そういう部分では一般的に求償権とか、そういうような言葉であらわしているようでございますけれども、それにつきましては民法上ですと過失というふうに理解してございますし、国家賠償法上になりますと故意もしくは重大な過失というような表現の中でございまして。

もう一つは、自動車賠償責任、自賠法と言われている部分ですけども、これは車を運転している者と、持っている者との関係でございますので、この場合はちょっと違うかなというふうに思いますが、一応その国家賠償法、民法、どちらの方がその事象によって優先されるのかという部分出てきますけれども、そのような形で理解をしてございます。

それから、年度当初での届け出の際での、いわゆる契約行為といいたいでしょうか、文言の中でその保険を使うという部分での文言でのやりとりはしてございません。これは、口頭でのやりとりになりますけれども、そういう形の中でいわゆる保険の関係も明記をしていただいた形の中で届け出をしていただいているということでございまして、契約書的な部分の中でその辺を明確にしているという部分についてはございません。

●委員長（谷口委員） 1番。

●室崎委員 まず第一に、民法の適用がある場合と国家賠償法の適用がある場合とおっしゃいましたけれども、これ公務で利用した場合を今話しているんでしょう。そうしたら、国家賠償法ではないですか。そうすると、重過失のあった場合だけなんですよ、その公

務員に対して求償できるのは。あなたたち、その場合の要件の中に過失も入っていないですよ、今の話聞いていると。事故が起こった場合と言っているんだから。これ場合によったら、過失の有無も問わないということにもなりかねませんよね、法との整合性ありますか。それが1点。

それから、保険について書かせたんだから、その保険をおれの方で使わせてもらうのは何の問題ない、そういう合意だというおっしゃり方しているけれども、そんなふうに都合よく解釈できますか。これが公務に当たらないような、私用車として利用したけれども、場合によって厚岸町が全く責任持たなくてもいいような事例があったときでも、相手方に何らかの担保ができるから、そこまでこっちは気をつけて書いているのではないですかと言われたときにどう答えるんですか。非常に何か、都合よく、都合よくやっているような気がする。

それと、もう一つ、公平性の問題いきます。公用車で公務をやったんですよ。そうしたときには、これはもちろん町の保険で補填して、本人に対する請求なんていうことは、故意もしくは重過失のない限りはないと思いますよ。それとも、現実に、そういうときでも事故起こしたんだからといって、必ず取るようにしているんですか、それなら大変問題です。

私は、別にこの私用車を公務に使ってはいけないとか何とか、そんなことは言っておりません。中屋委員だって同じだと思います。それは、業務の円滑ということから、潤沢な公用車はないですから、厚岸町には。そして、今のこの財政状況で、あと何十台買えなんていうことは不可能ですから。だから、やはり業務の円滑な遂行というところで、便法はとらざるを得ないだろうというふうには思っています。それならば、きちんとした手当てをして、どこからも妙なことを言われぬような、あるいは妙なことにならないような業務の遂行体制というのが必要ではないですか、その点でいかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時55分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（田辺課長） 時間をとらせて申しわけございません。

おっしゃるとおり、扱いの中では、おっしゃるとおりといいますように、今の厚岸町の現実として、そういうような形の取り扱いの中で、自家用車の使用について認めているというのが実は私どもの現在の取り扱いの方法でございます。

今、1番委員の方から国家賠償法での取り扱い、これが法的にどうなんだというような部分のご質問をいただいたわけでございますけれども、実は私どもの自家用車の公的使用という部分での取り扱い、これにつきましては他町等の取り扱いの実態等々も実は

参考にさせながら運用してきているというのが実態でございまして、おっしゃられるとおり国家賠償法、法的な妥当性とでも申しましょうか、法律的にどうなんだと。双方の合意の中で取り扱っているんですが、それ自体が法的にどうなんだというような部分もございまして。この辺の扱いについては、さらに勉強させていただきたいと、かように思います。そうした中で、適法な取り扱い部分を考えていきたいと思ひますし、あわせて公用車の配置等々、それから外勤のあり方等々、これらも総合的に再度研究、検討をさせていただきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

●委員長（谷口委員） 他にございせんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

4項選挙費、3目町長選挙費。

4目町議会議員選挙費。

7目農業委員会費。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

15番。

●佐齋委員 ここで、赤十字奉仕団について、その内容と。それから厚岸町の人数、その関係している人数ですか、何名くらいいるかお知らせいただきたいと思ひます。

●委員長（谷口委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

まず、厚岸町赤十字奉仕団という団体の内容でございすけれども、日本において日本赤十字社がございまして、それぞれ国内の平和あるいは国際平和、あるいは救助活動等にボランティアを派遣している団体でございすけれども、その日本赤十字社を筆頭にしまして、システムの北海道では北海道支部というものが札幌、北海道にございまして、そこから根を張るように現在、支庁単位に釧路管内であれば釧路支庁地区ということでシステム化されておまして、さらに管内においてはこの釧路支庁地区から厚岸町、つまり厚岸町分区というものが存在しまして、これは日本赤十字社厚岸町分区というものが福祉課では事務担当しているわけですが、これの活動と申しますのは、一つには町民の防災活動の思想の普及と、もう一つは、献血推進事業への協力ということで行っております。

そこで、厚岸町でいけば地域の皆様から社資という形で、実は毎年寄附金をいただいております。この寄附金は、現在は厚岸町内においては全自治会の協力をいただきまして、自治会の方から目標額をこちらの方で定めていただきましたものをお集めいただきまして、日赤厚岸町分区の方に寄せられているところです。その額は、おおよそ年間

140万円程度になりまして、これを北海道の方へ送金しますと、その集まった社資といいます寄附金でございますけれども、10%が厚岸町地区に交付金として配分されております。この配分されたお金が、先ほど申し上げましたけれども、一つは防災活動普及のための赤十字奉仕団、それから献血推進のための献血推進協議会に、金額はちょっとあれですけれども、おおよそ半分程度ずつがそれぞれの推進協議会と赤十字奉仕団の方に交付して、当該年度の事業展開をお願いしているところでございまして、その厚岸町赤十字奉仕団の現在の団員でございますけれども、これも各自治会の中におられまして、現在、厚岸町では平成17年6月現在ですけれども、男性が28名、女性が25名、計53名の団員で構成されているものでございます。

●委員長（谷口委員） 15番。

●佐齋委員 これはあれですね、大体この地域で28、25の53名ですか、献血と防災に対する補助金ですから、そういうことに使おうということ。だけれども、献血なんかはあれではないですか、バス来て何か手伝うことはあるんですか、この人たちは。みんなこういうのはあれでしょう、バスが来て全部やってくれるんでしょう、防災の方は別で。

それと、寄附でやると、もとは個人でもって何か有志の方が寄附集めて歩いていましたね。だけれども、今町内のほとんど各自治会の会費の中からこれおさめているような形ではないですか。それに対しては、たしかこういう人たちはボランティアでやっている形ではないですか。例えば、日当払うとかと、何かそういう形で払っておられるんですか。その辺ちょっともう1回。

●委員長（谷口委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、先ほど社資のお話を申し上げましたけれども、何年前でしょうか、それぞれ各自治会の方をお願いしていた折に、各自治会ごとでは戸別徴収というんでしょうか、臨戸訪問していただいて、ご苦勞の中に寄附を集めていただく作業も実はお願いしていたところでございまして、これがやはり大変な作業だということになります。これらが近年、自治会様のご理解をいただきまして、自治会費の中に総体的な中でお含みをいただきまして、その中から自治会として負担いただけるものを寄附として寄せられております。

この活動費でございますけれども、奉仕団には報酬というものは一切ございません。もとがボランティア活動ということで、志のある方にご協力をいただいております、今回の予算の内容でございますけれども、いわゆる非常時の炊き出し機械、炊飯器でございまして、私ども日ごろ赤十字奉仕団の活動、赤十字思想の普及と社会的な事業に奉仕するという精神のもとに活動をいただいているわけですが、わずかな事業費でありまして、毎年、団員様の研修事業というものも管内的に開かれておりまして、そこにも積極的に参加いただいて、管内の取り組み状況、そういったものを研修をいただいております。こういった主な旅費に食われてしまいまして、実際の活動につきましては現在、毎年、厚岸町の防災訓練を実施しておりますけれども、今般も実施させていただきまし

たが、非常時のアルファ米という形で備蓄米なんですけれども、お湯を入れると30分程度で御飯が炊きあがるというものなんです、そういった訓練に参加していただいているわけです。

今回の非常時の炊飯器につきましては、大きな機械なんです、30分で汁物については100食分のものができ上がるというようなことで、日ごろの赤十字奉仕団の活動の中にその備品を整備させていただくことによって、今後ますます町民のボランティア参加というものが期待できると思っておりますし、私としてはそれを整備し、多くのボランティアの方がそれに携わっていただき、炊飯器を日常使えるようになることについて、町民に安心を持っていただける、非常にすぐれた機械ではないかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（谷口委員） すみません、時間押していますから。

●佐齋委員 すぐ終わります、確認だけですから。

答弁に関連してちょっと聞きたいんです、いいですか。

●委員長（谷口委員） 15番。

●佐齋委員 それであれば、これはあれですね。人件費ではなく備品と、それから研修会なんかの費用等ですね。だから、最初からそういう説明していただければ聞かないんですが、そういう説明なかったものですから、ちょっと確認します。

その68万円については、炊飯器だのの備品と、それからいろいろな研修会の研修費に使われていますよということで確認していいですね。

●委員長（谷口委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 適切な答弁でなくて、大変申しわけなく思いますが、この金額については備品代だけでございます。

●委員長（谷口委員） 11番さんの質問は午後からとして、休憩いたします。

再開は押していますから1時でいいですか、よろしくお願いします。

午後12時07分休憩

午後1時00分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

3款1項1目社会福祉総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 目心身障害者福祉費。

4 目老人福祉費。

11番、岩谷委員。

●岩谷委員 この中の老人保護措置費の中でちょっとお伺いしたいと思います。

今、介護サービス事業が福祉センターでなされているんですけども、ヘルパーが現在何人いるか、まずお尋ねしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

介護保険事業の中で、指定訪問介護事業ということになりまして、社会福祉協議会の方で事業を推進しているところでございまして、ヘルパーさんの9月現在での人数でございまして、24名というふうに把握しているところでございます。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 実は、釧路町にあるコムスンですか、その事業所が10月1日から厚岸町の方へ入るということで、それについて入ってきた経緯、教えていただきたいと思います。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

今お話のございました事業者につきましては、全国展開でもって訪問介護事業を展開しているところでございますけれども、この釧路管内におきましては、釧路市と釧路町でもって9月まで事業展開をしていたところでございます。これを厚岸町までエリアを拡大しようというようなことで、北海道知事に変更の届け出を出されたということで、9月15日でもって変更を認められているようでございます。

それで、その内容につきまして、9月22日付をもちまして、管内のそれぞれの市町村に変更内容が通知をされたところでございまして、厚岸町にその通知が現実に私どもの手元に入りましたのが9月27日ということでございます。それと前後しまして、この事業者の営業の方、私どもの保健福祉総合センターの方へ顔を見せておりまして、これまで釧路町でもって事業をやられていたと。サービスの関係で、厚岸町のすぐ近くまでサービス提供ということで来ている。そういう中で、厚岸町をエリアに含んでも、大して距離的には状況変わらないというようなことで、北海道知事にそういう届け出をさせていただいて、厚岸町の方にも足を伸ばして事業展開させていただきたい、このようなお話があったところでございます。状況としては、そのようなことになっております。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 そうしたら、これはあれですね、事業所を今後構えるか。今はどうなんですか。

そして、もし入ってくるとなれば、規模はどのくらいの人数で入ってくるのか、それらについて調べていますか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 具体的に、厚岸町における事業展開といいますのは、この10月1日から行うというふうに聞いております。それで、事務所等の関係でございますが、最初の段階では厚岸町に事業所は開設しない、あくまでも釧路町からの通いの中で、その範囲で事業できる部分、そういうことを考えているんだというようなお話でございます。ただ将来的に一定の人数がまとまる見込みがあればというような前提条件を申しとおりましたけれども、そういったようなことになりましたら、その段階で厚岸町への営業所開設、そういうようなことも展望に入れているというような概括的なお話はお聞きしているところでございます。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 よくわかりました。

ただ、今、厚岸町に介護サービスが入ることについては、大変サービス面でそれこそいいように見受けられるんですけども、現在、24人の厚岸町にヘルパーがいるのであれば、トラブルのないように。お互いに、やはりサービスの過剰がこれから出てくるのかなと思うんですけども、そこら辺よく指導しながら展開をしていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

確かに、委員おっしゃられますとおり、複数の業者が同じようなサービスを展開するという面では、ある意味利用者にとってはサービス向上、それぞれ競い合って提供するというよい面は出てくるのかなということは一つあるかと思えます。

ただ、社会福祉協議会につきましては、地元の事業所でもありますし、私ども地元事業所の育成といいますか、そういうような点での一定の広い意味での見方といいますか、そういう姿勢でもって運営のあり方、こういうものを気をつけていく必要があるのかなというようなことは考えているところでございまして、そういう点では両者とも適正なサービス提供というような形で、地元で活躍をしていただければというふうに願っているところでございます。

●岩谷委員 よろしくお願ひします。

●委員長（谷口委員） 他にございせんか。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 介護保険に関係してなんですが、介護相談員派遣事業実施報告書というのを今年の9月13日に配付いただきました。読ませていただいて、これはつくったときから議会で介護保険委員会だったか、ちょっと忘れましたが説明があつて、こういうものが必要なんだということで非常に効果を上げてきているのはよくわかりますし、またこの派遣相談員ということになった方たちが一生懸命なさっているのも、非常にここからよくうかがわれます。それで、この点については大変いい制度が動いているなど高く評価しております。その上でお聞きするのですが、ずっと見ていきますと、一つ一つ項目を上げて、それに対して事業所の対応というようなことで、またその回答が載っています。

ただ、何点か、例えば食事とか、例えば職員の態度とかというようなことで、同じ項目が何回も出てきます。そして、回答もまた、同じような回答が出てきます。それでお聞きするんですが、この相談員派遣事業ということで相談員が行きますよね、そしていろいろ問題点を指摘します。それで、事業所の方ではわかりましたと、その点については以後気をつけますという場合もあるし、こういうふうに直しますという場合もあるし、それは問題によっていろいろでしょう、そこで全部終わっているのかどうか。

これがもう1ランク上の機関で、例えばその事業者や、あるいはこの場合、介護保険でいうと事業者と保険者である町の担当者というようなところでよく話し合つて、制度そのものとして改善していくべきところはいくとか、そういう相談員がいれば見つけた、そして改善すべきと指摘した問題をその後どのように行っているのか、この点についてお聞かせいただきたいです。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

介護相談員、現在月2回派遣するといいますか、活動日を設けまして活動していただいているところでございます。その内容につきましては、お配りさせていただいた報告書のとおりでございまして、いろいろな相談が介護保険の利用者から相談員に寄せられる、あるいは寄せられない場合については、これまでの相談内容、現在どのようになっているのかなという視点でもって、相談員の方が目を配っていただく、そのような状況の中でさまざまな介護相談員としての気づきの部分、そういうのもピックアップされてくるわけでございます。

そのような内容につきましては、その日に当然、介護相談員と事業者の担当者、こういうレベルで指摘をして改善必要であれば、こういうところについてどうなんだろうというようなやりとりがあるわけでございます。その後、保険者である我々と最後の懇談の場面がございまして、そこで情報を共有するという形をとらせていただいております。いろいろと事業者と相談員でお話されて、もう一步進めたいというような場合には、私どもの担当者が現場へ出向きまして、それぞれお話をさせていただきながら、善後策についてこうあるべきというような立場でもって、事業者の立場になりますが、

そのような形でかわりを持たせていただいております。

ただ、内容につきましては、訴えられる方はどうしても同一の方が継続して同じような訴えを出されるというような傾向ございまして、そういう点ではきちんと施設側、あるいは事業者側としても説明責任を果たしていただいて、納得できない部分についてはきちんと考えていただくとか、あるいは私どもと相談しながら善後策をきちんと手だて講じていく、そのようなことでこれまで進めてきたところでございます。状況としては、そのようなことになっているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 介護相談員が問題点を指摘しましたね、一応そこでもって介護相談員は事業者との間での意見交換も行っていますよね、そこまでが報告書には書かれているんですよ。その先が書かれていないんですよ、ここには、それでどうなったということがね。

それから、町によっては、その場で解決できること、解決に時間を要したこと、介護相談員では手に負えない問題というふうに分類して、それぞれにどういうことが行われたかという報告書になっているところもあるのですが、ここではそういう整理はされていないんですよ、見えてこないんです。

私なりに聞いているところでは、今の保険者としての保健介護課と、事業者としての関係において問題の解決を図るべく、それぞれ相談しているというような話ですが、余りそういうものは聞こえてこないんですよ。本当にどの程度の効果を上げているのかと言われると、甚だ私の見える範囲では心もとないんですよ。

それで、その点について今、私だって全部見ているわけではないですから、よしのずいから天井のぞくような話に過ぎると思いますので、その点についてはこれ以上言いませんけれども、保険者と事業者ですから、決して一段高いところから指導監督せいなんということは言いませんけれども、やはり保険者と事業者の関係で改善すべきものについてはきちんとしていかなければいけない責務があると思うんですよ。この点をちゃんと果たしていただきたいんです。

どうも見ていると、同じ内容の繰り返しです。それも、これは不可能だろうと思うような話でもないようなことが随分書いてある。見えるんです、そういうふうに。その都度、一段ずつよくなっていくというふうに考えれば、それはそれでいいと思いますけれどもね。だから、同じことが繰り返しているから、即悪いとは言いませんけれども、やはりそれは介護相談員が一生懸命やっているものを受けとめて、そしてそれをよりよいものに変えていくという部分をぜひ機能させてほしい、そういうふうに思いますので、お願いいたします。

それから、保険者と事業者の関係の距離がちょっと遠いのではないかなという気がするのは、先日も申し上げました条例の変更の問題の点についても、どうもお互いに向こうがやることだと思っていて、そのままずるずるといったのではないかなというようなことが質問してほの見えるんです。だから、やはりそのあたり、どのように進めるかということが緊密な連絡があれば、こんなことにはならないのではないかなという気がいたしまして、今回の介護相談員の報告書を見ていても、そういうような感じがほの見え

るものですから、申し上げました。

それと、ちょっと関連しますので、すみません、委員長。一般質問のときに私、施設のマニュアルのことを申し上げました。それで、あれではとても答弁すらできないような不完全なものであるということはお認めになっていましたが、当然改善するわけですね、その点確認しておきます。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） ただいまのご指摘で、介護相談員が相談を行い、そして私どもと報告、意見交換した後の対応、このような内容について、その後の状況を含めまして、確かに報告書には載せてございません。そこら辺の取り組み方、進めてはいるところでございますが、内容についてはどうすべきか、そこら辺については次の報告書の発行に向けまして、少し研究させてもらいたいというふうに思っております。

保険者と事業者との関係、おっしゃいますように問題が大きくなってしまったというような後では、やはりまずいわけございまして、そうなる前にきちんと保険者は保険者として、事業者の方に適切なかわり合いを持つということは必要なことございまして、相談員の気づきばかりでなく、私どもの気づきの触覚も研ぎ澄ますようなことで、きちんと対応していかなければならないものだなというふうに痛感しているところでございます。今後につきましては、そのような立場で物事に当たらせていただければというふうに考えているところです。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（藤田施設長） 一般質問のときに申し上げておりました厚生労働省が7月に出しております高齢者介護施設における感染対策マニュアル、一応これに沿ってですね、この中にもありますけれども、このマニュアルを参考にして、各施設で整備しなさいというようなことございまして、内部で協議しながら、それから専門委託医とも相談させていただきながら、改正の方向で対処したいと、このように考えております。

●委員長（谷口委員） 室崎委員。

●室崎委員 一般質問のときに、危機管理マニュアルとしての問題点は大体指摘したつもりです。厚生省か厚労省か知りませんが、そこが出したから、それ以上のものをつくってはいかんということはありませんから、全国の見本になるようなものをつくってください。

それで、方向で検討したいというのは、やるという意味なんでしょうね。方向で検討して、やるかやらないか決めるということではないんでしょうね。これ確認しておきます。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（藤田施設長） 改正いたします。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 では、12月にお聞きしますが、そのときにはできていると考えていいですね。

●委員長（谷口委員） 特老ホーム施設長。

●特別養護老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（藤田施設長） 12月の議会には間に合うように作業を進めたいと、このように考えております。

●室崎委員 よろしくをお願いします。
結構です。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

7 目社会福祉施設費、ございませんか。

2 項児童福祉費、4 目児童福祉施設費。

5 目児童館運営費。

4 款衛生費、1 目保健衛生費。

2 目健康づくり費。

3 目墓地火葬場費。

5 目病院費。

14番、田宮委員。

●田宮委員 病院の事業会計についてお伺いします。

貸付金が4億5,000万円です。これが何に使われるのかというのがはっきりしないんですよ。受け入れる側の企業会計の補正がないですね。その点ははっきりさせていただきたいと。

受け入れる側の企業会計も、補正予算として計上して明らかにすべきではなかったのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 質問にお答えしたいと思います。

この4億5,000万円は、一般会計からの貸付金でございますが、提案理由でも説明いたしましたとおり、短期貸付金でございます。したがって、企業会計の予算における歳入歳出予算に計上する必要がなく、病院事業会計の短期借入金の限度額の範囲内で運転資金として借入れを行うものでございまして、予算に措置する必要のないものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 14番。

●田宮委員 ところで、何に使うんですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご質問にお答えいたします。

いわゆる一般会計で申し上げますと、例えば交付税が入る時期が限られてございます。その間に、人件費、事業費等の支払いに資金の過不足が生じます。病院事業会計においても、同じような状況が考えられます。その際の運転資金としての短期借入れ資金、いわゆる資金の需要と供給のバランスといいますか、足りない場合の運転資金というふうに考えていただければと思います。

●委員長（谷口委員） 14番、田宮委員。

●田宮委員 財政の厳しい折に、4億5,000万円からのお金を病院事業会計に貸し付けるわけですね。そうしますと、その用途がはっきりとするようなものでないと、私は困るのではないかと思います。そのことを申し上げたいんです。何かそんなことは必要ないような答弁をなさっておられたように聞こえましたけれども、それはおかしいのではないかと。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

用途をはっきりということでございますけれども、資金については現金には色がついておりません。例えば、人件費の支払いに対して1億円、それから事業費に対して1億円、それらの累計が例えば4億円に達したと。その際に、その4億円の資金が不足したと。その部分に充当されたということもありますでしょうし、一般的に資金不足に対しての運転資金としての、いわゆる短期資金の借入金ということに対して一般会計から貸し付けるというふうにご理解いただければと思います。

●委員長（谷口委員） 8番、音喜多委員。

●音喜多委員 そうすると、今貸し付けを受けたというか、例えば仮に病院に4億5,000万円貸したと。それは必ず、短期間ということですから、これから10月に実施というか、行使されても、3月末までには一たん返るというふうに、それは確約というか、それはしていいわけですね、間違いないわけですか、そこをちょっと確認しておきたいと思います。そのまま、いわゆる今のこれは貸付金だけれども、今までは交付金という形で出てきていたけれども、平成16年度の決算事業を見ても、今年状況を見ても、恐らく今回補正予算が出てきていないから、それだけで収入上げて4億5,000万円返すとは、到底考えられないんですよ。

先ほどの、一時的なしのぎで交付金が来ればいいけれども、いずれにしたって今度は年度末になってきて、それだけ余剰金ができるかといったらば、今の経営事情からいって、ちょっと病院会計では難しいのではないかと。逆に、先ほど歳入で質問のあったように、病院が金融機関から借りてでも返すという約束になっているのかどうなのか、その辺確認しておきたい。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご質問にお答えいたします。

歳入、それから歳出、今、質問者にお答えしたとおり、これはあくまでも一般会計からの短期貸し付けでございます。したがって、年度内に返済させていただくということで、歳入で同額の4億5,000万円を見させていただいております。これは証書貸し付けを予定しておりまして、いわゆる病院開設者、それから一般会計であります厚岸町長、いろいろ手続には代理者等々の、そういう事務的なことはございますけれども、基本的には4億5,000万円につきましては、一時借入金として年度内に返済をいただくということをお大前提として、今回補正予算に計上させていただいております。

この4億5,000万円でございますけれども、短期貸付金につきましては年度を越えることはできません。したがって、質問者おっしゃられるとおり、必ず返るのかというよりも、必ず返していただく方法で貸し付けることになりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） 8番、音喜多委員。

●音喜多委員 その償還方法というか、返す方法なんですが、ちょっと念を押しておきたいと思います。数字のやりとりの中で、4億5,000万円貸し付けたけれども、年度末きてとてもそれでは返せないよと、そっくり。一応、形だけで4億5,000万円返して、あとの2億5,000万円が補助金という形で出てくるという、そういう形はあり得ないだろうと、今の言葉の中では。だけれども、実際にやりくりとしては、そういうことはできると思うんです。そういうことは数字というか、数のやりとりというか、お金のやりとりの中で、どうしても払えなくなって2億5,000万円、一般会計からの補助金という形で処理しようとかと、そういうことはあり得ないというふうに確認していいですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、今2億5,000万円という数字、仮の数字だと思いますが、この2億5,000万円を4億5,000万円の返済の資金としてお返しするということになりますと、一般会計から補助負担金、いわゆる赤字補てんとして支出をしなければなりません。この支出というのは返ってくるお金ではございません。これは先ほど説明したとおり、財革にもあるとおり、いわゆる国の基準に基づく補助負担金の額で、当面はその基準に基づいて、負担金についてするということにもなっておりますし、現段階では仮数字の2億5,000万円、これについての補助金、負担金については、出すということは考えてございません。

それと、4億5,000万円の返済金でございますが、これは一般会計から4億5,000万円を借りて、しかるべき時期、例えば仮に3月31日に返済するという契約を結んだ場合には、3月31日に病院事業会計が市中金融機関から短期資金を起こしまして返済するということになるかと思えます。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

2項環境政策費、4目ごみ処理費。

3番。

●南谷委員 委員長、4款の2項環境政策費のところなんですけれども、実はヒグマ対策なんです。知らぬ顔でもう先にいっちゃったのさ、僕3番と、その前に手を挙げていたんですけども、この環境政策費のところで緊急性もありますし、この関係について発言……。

もう1回言わせていただきます。

●委員長（谷口委員） ヒグマですね。

●南谷委員 はい。

もしできましたら、緊急性も要しますし、人命にもかかわる問題なので、よろしいですか。

●委員長（谷口委員） はい、どうぞ。

●南谷委員 ありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

皆さん既に、ニュース等でもいろいろとお聞きになっておると思います。私も、一般質問でも過去にヒグマの対策についてお尋ねをさせていただきました。本当に厚岸町の奔渡町七丁目でヒグマが出没し、防災無線の放送で注意を喚起するお知らせもありました。その後、白糖町の死亡事故、さらにはたしか9月の24日、農業委員会の委員の皆さんが太田に集合ということで号令がかかったんですけれども、その折、糸魚沢の農業委員さ

んが車で来るときにサッテベツの道路走ってきたんです。そのときにカヌー乗り場の前の道路に、糸魚沢の方から来ると、道路の真ん中に大きなクマが突っ立っていたと。会議にも間に合わないくらいぎりぎりに来たものだから、連絡はしなかったと、こんな話をバスの中でしていただきました。連絡しないとだめだよなんて言っていたんですけども、実際に町内のあちこちでのヒグマの出没の状況を聞いております。この実態、奔渡町での出来事以来、町内のクマの実態、それから今日までの町の対応、特に奔渡町では立て看板云々という話も耳にしております。この辺の背景も含めて、ひとつお伺いをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

まず、今年度のクマの出没状況であります、私どもの課の方に通報があった件数としては23件ございます。

それから、次に、これまでの対応ということでございますが、通報があった場合には直ちに職員が現場に駆けつけると同時に、警察の方にも通報をしてございます。この場合は、直接警察に通報がある場合もございます。その場合は、警察から町の方に連絡が入りまして、ほぼ同時に現場に駆けつけるという体制になってございます。

現場での対応でございますか、普通は現場に急行したときには、既にクマはその現場にはいないということがほとんどでございます。その場合には、「クマ出没注意」という看板をそこに立てかける。それから、糸魚沢では糸魚沢の自治会を通じて、地域の皆さんに直接連絡網をもって注意を喚起していただくという対応をとってございます。

それから、奔渡七丁目の件でございますが、ちょっと概略的に、時系列的にご説明申し上げます。

まず、最初の出没の情報でございますが、これは9月9日金曜日でございました。午後2時ごろでございますが、奔渡町七丁目、一番奥の民家の方から連絡が入りました。近くでクマが出たということでございました。その連絡が入りまして、すぐ警察署に連絡をいたしまして、と同時にですね、この場合は民家の近くでございますから、猟友会にも連絡をいたしまして、ハンターの方も現場に急行していただきました。現地を確認したところ、その現場に急行したときには、既にクマはもう見当たらなかったと。どちらの方に行ったかと申しますと、山の方に入ってしまったということになると思います。というのは、そこは厚岸湖岸でありますから、逃げる場所は山側しかないということでございますので、そういう状況でありました。

その後、地元の奔渡の自治会長に連絡いたしまして、六丁目、七丁目の皆さんにはクマの出没があったので注意をするようにという連絡をいたしました。それから、釧路の森づくりセンター、付近は道有林でございます。森づくりセンターと町で協力してクマ注意の看板、これは4基でございますが、設置いたしました。それと、住宅地に近いところに出たということで、このときに緊急の防災無線をもって、夕方、クマ出没の注意をですね、これは湖南地区でございますが、湖南地区の方に流したという経緯がございます。これが9月9日金曜日のことでございます。

それから、次に翌9月10日土曜日でございますが、これは5時15分くらいでございます。これは違う漁業者の方からですが、クマが近くにいると、今いるという通報が厚岸警察署に入ったということでございます。それは、湖岸の方に干場がありますが、道路を挟んだ反対側は山、急角度ののり面がございます。その場所にクマがいるということで、前日に発見されたところよりも、いわゆる奥よりも近くの方、場所的には近く、奔渡の方向からいうと六丁目側といいますか、東梅側でなくて反対側という意味ですが、より住宅地に近い方にクマがいるということで連絡がありました。このときも、警察から町の方に連絡が入りまして、約20分後に現場に駆けつけたところでありますが、そのときにはもうクマは現場にはいなかったということであります。

警察署の聞き取りによりますと、漁業者のお話ですと、またこれも山の方に去っていったということでございまして、猟友会の皆さんともお話をしておりますが、山の方にはハンターといえども、林の中へ銃を持って入るといのは危険だということで、深追いはしないということで、その場は注意を継続するというので一たん帰りました。

その後、約2時間後であります、7時15分くらいに、今度はまたさらに奥と反対側、六丁目側の方にクマが出たということで、これもまた警察署の方に連絡がありまして、警察から役場の方に連絡がありまして駆けつけました。このときの通報は、まだいるという通報でありましたので、猟友会のハンターの方に警戒をしていただいておりますが、連絡をすぐ入れまして、ハンターの方も現場に急行していただいたということで、7時35分、現場のいわゆる道路を挟んだのり面の高いところの中腹あたりにいたということでございますが、射殺をすぐしてございます。

そのときに、警察も立ち会いの上で確認いたしました、大体雄の4歳くらい、まだ4歳に多分なっていないのではないかということでございます。というのは、冬に生まれますので、もう少しで4歳になるか、3歳と何カ月かと、恐らくそうではないかということでございます。大きさは、体長でございますが、頭からおしりまでを体長といいます。それが110センチです、これはメジャーを当てました。それから、手の幅は11センチということで、普通13センチで繁殖できる雄の成獣になるというふうに言われておりますが、まだ11センチでございました。体重は、これははかりにかけたわけではございませんが、みんなでトラックに運んだときの感触的なもので、ちょっと100キロには届いていないのではないかということで、80から90キロくらいだろうということでございます。

その後でございますが、一たん射殺したということでございまして翌々日ですね、9月12日の月曜日になります、日曜日挟みまして。森づくりセンターと共同で看板を設置しておりましたが、森づくりセンターの方から連絡が入りまして、町の方と協議いたしまして、目撃情報が1頭だったということもございまして、一たん看板を撤去することになりまして、撤去したところでございます。

その後、午後に漁業者の方から、まだ奥の方にクマがいる可能性があるというご指摘がございました。それと、土曜日、日曜日には子供たちが奥の方に遊びに行くことを見かけるとい連絡がございまして、その話をもとに翌日になりましたが、看板を撤去いたしました、それをまた再び森づくりセンターと協議いたしまして、そういう住民の方の不安を払拭するためにも、それからいるという可能性があるということでございますので、また看板を設置したということでございます。

次の日には、教育委員会を通じまして、各小学校、中学校、これは厚岸小学校、厚岸中学校、床潭小学校、真竜小学校、真竜中学校でございますが、クマの出没の危険性がまだ残っているということで、近くには近づかないようにということで、児童・生徒の皆さんに連絡をしていただいたところでございます。それから、現場の方にも、それぞれ奥の民家の方を回りまして、これは奥から9戸ほどですか、私もお会いいたしました。14人ほどとお話ししまして、引き続き看板を設置いたしますと。それから、クマの足跡やふん、それからおかしいことが、何か勘づいたことがありましたら、すぐ役場の方に連絡していただきたいということで皆さんにお話ししたところでもございます。

その後、9月15日でございますが、これはまだクマのふんがあるのではないかと、似たようなものがあったということが伝わりまして、現場を確認したところでありますが、これ確認は前日、14日の日だったというふうに申しております。クマのふんと思えるものを発見したんですが、雨が降っていたので濡れていたと。ですから、古いものか新しいものかわからないので、海に捨ててしまったということでございました。これはですから、我々としては未確認でございます。本人の申すところによりますと、すぐ近々にそこでふんをしたというふうには思えなかったので、町にも直接は連絡しなかったということでございました。

ただし、このときには猟友会にも情報は伝えまして、引き続き警戒をしてほしいと。それから、奔渡の自治会を通じまして、引き続きそういった未確認ではありますけれども、クマのふん、新しいものかどうかかわからないけれども、とりあえず見つかったということで、引き続き警戒をしてほしいということも伝えたとところであります。

それから、9月20日でございますが、この日に連絡がまた入りまして、これは火曜日でございます。前日に、同じ奔渡七丁目の一番奥、失礼いたしました。一番民家の奥に隣接する干場でございますが、そこにヒグマのふんらしいものを発見したという連絡が朝の8時半ころに役場の方に連絡がありまして、すぐ現場に行きまして確認いたしましたところ、これは現物がお願いしておりましたので残っております。見たところ、どうやら新しいものと思えるということでありまして、これはどうやら前に射殺したクマとは別のものであろうという判断をさせていただいたところでございます。

このときには、すぐ厚岸警察署に連絡いたしまして、警察にも引き続き巡視を強化していただきたいということ。それから、森づくりセンターにも同様の連絡をいたしました。それから、教育委員会におきましては、この日午前中、校長会が開かれてございました。このときに、そういった情報を伝達いたしまして、引き続き警戒をしていただきたいということも伝えたとところであります。

それから、この日正午、12時でございますが、緊急の防災無線を、これは全町向けに流しまして、注意を喚起したところでございます。それから、厚岸保育所、それからサクラ幼稚園にも、同様の注意を伝達してございます。それから、奔渡に住んでおられる方々には、今度は口頭での伝達ではなくて、町の方でチラシを用意いたしまして、クマのふんらしいものが見つかったと、具体的な情報を提示いたしまして、紙に書いたものでチラシをつくりまして、特に奔渡六丁目、七丁目の皆さんに早急に配っていただきたいということで、注意を再度促したところでございます。

ちょっと雑駁でございますが、現状まではそういう状況でございます。どうかご理解

のほど、よろしくお願い申し上げます。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 大変詳細な説明ありがとうございました。

それで、立て看板の件、せっかく設置したのに、その後の状況を聞かせていただいても、センターと相談の上撤去したというんですけれども、もう少ししっかりとした対応をしていただきたい。まだまだ、その後もクマが、例えば雄クマで子供はいないのではないかと、おたくらは情報つかまえているけれども、住民の人にすれば、僕も聞いているうわさなものですから、親であれば子供もいるであろうと、なぜ看板取るんだろうと、こんなうわさがうわさを呼んでいるような状況の中で、確認もできない中で看板を撤去するとか、そういうことも含めてしっかりとした対応が必要だと思います。

そこで、今後の対応についてでございますけれども、従来の方法では実際、白糖で襲われている実態も考えると、果たしていいのかなと。今、課長の方からは、一生懸命関連機関との対応をされてきたと、このことは敬意を表するところでございますけれども、もしこのようにですね、糸魚沢でも出ている、太田でも出ている、奔渡でも出ている。実際に、ヒグマはこの厚岸町にいるわけでございますから、対応は現課だけでいいのかどうか、今後の対応というものはやはりもうひとつ踏み込んだ対応をしていただきたいと切望するものでございます。所見をお伺いし、町の対応は今後どうなっていくのかお伺いします。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、1頭目を射殺した後に看板を撤去したということがございました。その後、1日置いてしまったわけですが、また看板を設置するに至ったということでございます。この件に関しましては、そこに住まわれている町民の皆さんには、不安と同時に不信に近いものも感じさせてしまった側面もあるのかなということでございまして、その点については初動の対応が万全とは言えなかったということでございまして、反省しているところでございます。今後につきましては、担当課といたしましては、緊張感を持って、このクマの対応については当たりたいというふうに考えてございます。

それから、役所の中での連携ということでございますが、1点目には、先ほどちょっと申し上げなかった点で、実は釣り人が釣った魚をそこに放置している可能性がないかということでございまして、産業振興課の方とも対応して、そのときは漁協も来ていただいて、奔渡七丁目奥あたりを確認するという作業も、これは連携という中でさせていただきました。

それから、教育委員会の方にも、いわゆる児童・生徒の登下校の安全対策ということでも対応していただいたわけでございますが、こういったこと等々もやってきたわけでございますが、今後におきましてはもう少し幅広く対応できることがないかどうか考えた上で、連携を持って当たりたいというふうに考えてございますので、ご理解を願いた

いと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

1 番、室崎委員。

●室崎委員 クマではありませんので。

ごみの最終処分場で破砕という行為は現在も行っておりますか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

最終処分場では、主に粗大ごみでございますが、いわゆる家具類、ソファーとか食器棚とか、ああいった風体の大きなものを破砕することによって容量を小さくして、最終処分場の延命を図るという意味で、そういったものを破砕している現状でございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 厚文で何回か所管事務調査の折に見せていただいております。破砕機が入ったときにも見せていただいたけれども、家具類に限りませんよね。いろいろな器具類も、破砕できるものは皆していますよね。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その辺は、厳密にこういったものをする、こういったものはしないというふうには、ある程度は現場の判断に任せているところがございます。と申しますのは、いわゆる破砕する刃を傷めるようなかたいもの、鉄製だとか、それから強化プラスチック系ということになるかと思いますが、そういったものについては行わないと、いわゆる破砕機の故障につながるということで行っていないというふうに報告を受けてございます。

それから、風体の小さいものについては、わざわざ破砕しないで埋め立てても、そんなに減容化につながらないものは、現場の判断で破砕しないということも行われているようでございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 今回、ここにも委託料がアスベストで出ているんですけれども、何が入っているかわからない状況ですよ。特に、ごみになって出てきたものと、これにアスベストは入っておりませんという証明書はついていませんから。そういう中で、破砕ということが行われますと、まさに粉々に砕いて空中に飛散させているわけですよ。そういう点で、現在、そこで働いている人たちの健康ということをまず第一に、そこが一番

の問題でしょうから。その後、ふわふわ飛んでいけば、まだあそこから飛び越えて、それで斎場の方まで行くなんていうことはあり得るかしらんけれども、これはちょっと置いておいて、現場で働いている人の健康ということを考えたときに、破碎とアスベストの関係については、当然検討しないとならないと思いますが、どのような検討が行われていますか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 現在、国あるいは道から示されておりますアスベストの疑いのある物の廃棄物としての処理につきましては、産業廃棄物についての方法しか示されてございません。ただ、産業廃棄物が一般廃棄物かにかかわらず、最終処分場における管理ということにつきましては、そんなに差はないだろうと。

というのは飛散性、いわゆる特別管理を行わなければならないアスベストを除くもの以外の非飛散性のものが、一般のごみとして入ってくることは可能性としては大いにあるというふうに考えてございます。そこに働く人の健康被害という意味では、破碎をすることによって、いわゆる通常の使用では飛散しないと言われているものであっても、最終処分場の現場において破碎してしまうという行為によって、アスベストが飛散する可能性はあるというふうに考えます。ですから、そういったものの可能性のあるものについては、今までどうだったろうかということも現場には聞き取りしてございますが、おおむね先ほど申し上げましたとおり、現状で知り得る中では、それほど心配する状況で破碎は行われていないのではないかと、これは現場で働いている人からの聞き取りでございますが、そういった感想を現場では持っているようです。

ただし、どれに入っているかわからないかということは、非常に現状では把握しにくいという問題がございます。ですから、それに対処するためには、できるだけ疑いのあるものについては破碎しないで、そのまま埋め立て処分をするということが第一というふうに考えています。

それから、もし破碎をするという場合の対処方法ですが、これは厳密に規定がございまして、建物の中で除じん装置をつけて、働く人もそのアスベストを曝露しないように対応すると。それから、外にも漏れないようにという厳密な処理基準が、これは産業廃棄物でございますが、そういったものも示されてございます。そういったことを一般廃棄物における最終処分場対応として行い得るのかどうなのかということにつきましては、非常に今近々の対応としては難しいし、それ相当のコストも当然発生するというところでございます。

ですから、今の対応策としては持ち込まれたもの、アスベストが入っている可能性のあるものについては、破碎機にかけないで埋め立て処分に付すということで対応してまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 アスベストの話が一般質問で南谷さん、谷口さん、そして私と、大分長い時

間とってやりました。そのときに、いろいろな細かな身の回りのものまで言っていったら、何に入っているかよくわからないというような話だったんだと思うんですよ。今の話聞いていると、その可能性のあるものは破碎しない、そんなものがないものだけ破碎しようということにしていますということになったら、これ一般論の話と大分狂ってくるのではないですか。

今、課長は考え考えおっしゃっていたから、要するにその場でもって思いつきながら、いろいろと言っていたんだらうと思うので、ぐるぐるぐるぐる同じところ回るような答弁しておったんだけど、きちんと現場で対応していたのならば、現場とやっけてもう基準線出しているんならば、一言言えば済むことではないですか。産業廃棄物がどうなって、一般廃棄物がどうなってとか、そんな話でないでしょう、あそこで扱っているのは一般廃棄物なんだから。ちゃんとしてください、そういうこと。

現場とはどういう話し合いをしているんですか。そして、そういう現場の従業員の、そこでもって働く人たちの健康保持のために何を考えているんですか。

それから、今差し当たって、こんな手だけでもできないかというようなことはやっていないんですか。こう見て、これはアスベストないだらう、破碎しよう。これはあるだらう、やめておこうと、そんな話なんですか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 処理基準のことを例に出して、産業廃棄物について国・道から示されているということで、その例をとって一般廃棄物でも、そういった処理が必要であろうということでお答えしたところでございますが、ちょっと混同させてしまったことをおわび申し上げます。

一般廃棄物につきましては、そういうアスベストが混入しているものについては、きちんと埋め立て処分をするということでございます。その埋め立てしたものについては、どこに埋めたかということも、きちんと記録するということになってございます。と申しますのは、アスベストはそのまま地中に入ったとしても、ほとんど性質、形状変えることなく残るというふうに言われていますので、そういったきちんとした管理が求められるということでございまして、この件につきましては現場にも伝えてあるところでございます。

それから、働いている人たちの健康被害をどう考えるかということでございますが、これにつきましても、そういった可能性のあるものについては埋め立て処分するということで対応するというところでございます。

それから、現場で働いている人たちは、国の指導のもとで現在、半年に1回の割合で健康診断を受けるということになってございます。このことにつきましても確認いたしましたが、きちんと国の指導に基づいて2月と10月、年2回の健康診断を継続して行っているということでございまして、今のところアスベストによる健康被害と思われるような症状は出ていないというふうに報告を受けているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

- 室崎委員 大変ご丁寧な答弁で、最後には今の健康診断の話までしていただいたんですけども、そんなことは私聞いていないんですよ。聞いているのは、今破碎してしまって空中に飛散したものを吸うというような事態にならないために何をするかという、そのことだけです、聞いているのは。

それで、アスベストが含まれているものは破碎するなど言いました。でも、何に含まれているかわからないんでしょう。それでは、あなたの方の指示としては、甚だ不明瞭ですよ。それならば、何に含まれているか全部示さなければならないでしょう。できないでしょう、そんなこと。

そうしたら、こんなものが非常に危険だというリストぐらい、今一生懸命つくっている最中ですかね、そのくらいの話は出てきてもいいと思うんですよ。あるいは破碎しているときには水をかけて、なるべく飛ばないようにするとか。それでどの程度効果あるか知らんけれども、建物の取り壊しなんかのときには水をかけて、ほこりとして飛ばないようにやっていることがアスベストにも、もちろん万全とは言えないけれども、相当有効だなんていう話は新聞記事にも出ていますよね。そういうような手当てを細かく、やはりあなたの方から指示出していかなければならないのではないですか。それは、まさに現場に働いている人の健康を守るという点から非常に大事なことです。一般論、抽象論、幾ら並べてもしようがないんですよ、そのことを聞いているんです。

- 委員長（谷口委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 今後、過去においてもなんですが、いわゆる家庭用品で521品目についてアスベストの使用があるということで公表されてございます。この部分について、一般廃棄物として持ち込まれる可能性が今後出てくるだろうということを想定いたしまして、実はその中身をいろいろ分類してございます。ただし、その部分は521品目というのは、例えばAメーカーの冷蔵庫、それからBメーカーの冷蔵庫、Cメーカーの冷蔵庫ということになりますと、これは3品目というふうになります、件数としては。ですから、いわゆる冷蔵庫で1品目というふうにはカウントされていないということでございまして、そういう重複等々もございしますが、そういったもので一般廃棄物として入ってくる可能性のあるものということで分類作業を終えたところでございますので、その部分を現場に示して、こういったものはアスベストの入っている可能性がある、その取り扱いについては十分注意するということを今後促していきたいというふうに思います。

それから、そうはいっても、破碎という行為は行っていますので、その中でアスベストが飛散する可能性は全くないとは否定できません。経済産業省におけます調査の、8月31日現在での調査リストで521品目でございますから、今後それがふえる可能性はあるかもしれないというふうに考えてございますので、そういったことも踏まえまして、現場として最大限の働く人たちの健康被害を防止するためにはどうすべきかということ、今ご提言ありました水をまくということも効果として考えられますので、そういったこと。それから、防じんマスク等々、そういったことの対応とか、そういったことも現場

と協議を重ねて、対応を早急に構築していきたいというふうに考えるところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進みます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農地費。

6 目牧野管理費。

16 番、竹田委員。

●竹田委員 6 目について、牧野管理費。この中で尿だめ槽のくみ取り清掃委託料とあるんですけども、この尿だめ槽は何年ごろにつくられたのか。それから、何立米ぐらい現状あって、くみ取り清掃になっているので、清掃の部分についてはくみ取りのほかに清掃も行っているのかどうか、その辺の内容をちょっとお聞きしたいです。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまの牧場の関係の尿だめ槽の関係のご質問でありますけれども、何年につくられたというのは、今ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、後ほどご報告をしたいというふうに思います。

それから、この尿だめ槽の清掃につきましては、5 年に 1 度の清掃ということでございます。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 2 時 10 分休憩

午後 2 時 11 分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

●産業振興課長（大崎課長） 時間をとらせて申しわけございません。

この尿だめ槽につきましては、昭和 53 年、道営草地整備事業でつくられたものでございます。

それから、大きさでありますけれども、100 立方メートルということでございます。

●委員長（谷口委員） 16 番、竹田委員。

●竹田委員 昭和53年につくられたということで、このつくり方によって随分、水槽式と
いって、まずで一つ一つつくられた既製品を合体していくつくり方と、それから現場打
ちといって枠を組んで流すつくり方と2種類あるというふうに、コンクリートの場合あ
るというふうに書かれているんですけども、聞きたいのは昭和53年以降ということで、
結構年数もたっているんですけども、地震等の被害で地盤沈下とか、それから地盤の
揺れとかによって防水槽の形の既製のますによっては、ジョイント部分が破断して、そ
こから尿が漏れているとか、そういう事故等が最近若干ですけども、道内の中でもふ
えていて、傾きとかによってね、そういう部分があるというふうに書かれているん
ですけども、土の中なので非常に検査のしにくい尿だめというのはあるんですよ。一部、
型の部分が出ている場合、それから勾配によっては非常に土の中に、古くて下がって
いて、もう完全に土の中に埋まっている状態というふうにあるんですけども、土の上の
状態から見るとというのがまず不可能だという部分で、本当にふたをはぐって中に投光機
みたいなのでゆっくり見ないと見えないと。このくみ取りしたときが見るチャンスでも
あるんです。そういった実態をきちんと把握しているかどうか、ちょっとお聞きしたい
んですけども。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） これまで、昭和53年以来、幾度ものくみ取りを行った後、
整備・点検をこの間繰り返して行ってきたわけでありまして。今回も、5年に一度とい
うことで、今回が保守点検の一つのチャンスかなと思ってございますので、それらの点も
今回きちんと点検をしてまいりたいというふうに考えてございます。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 新聞等々、先月でしたか、豚のふん尿の施設が決壊して川に流出したと。こ
れは要するに、ふだん想定しない水が、非常に雨水が入ってしまっていて決壊したのか、そ
れともたくさんの異常なオーバーラインというんですか、通常のマウンドから超えたの
で、つくられた施工方法がどうなのかということで、いろいろ論議されている部分もあ
ります。

ただ、尿だめの場合は投光機をつけて覗いただけでは、本当にコンクリのひびとかが
わからない現状だというんですよ。というのは、何年もたつと壁帯に泥状になっていて、
ペースト状になってしまっていて、それがへばりついてしまうんです。尿だめをくんだだけ
では、コンクリのひびがなかなかはがせないという部分があるんですよ。一番問題なの
は環境問題ですよ、流出して雨水と一緒に流れたのが自然に地面の層の中に入り込ん
でいって、それがいつかどこかにたまって、一気に流出してしまうというのもし出てき
ます。非常に探すのは大変だということなんですけれども、費用的にも非常にかかるの
で、何か工作をして単純な方法でひび等が見つかる。

また、これは5年に1回清掃するわけですけども、年に2回ぐらいはくみ取って投
げるという作業は尿だめの場合はしていると思うんですよ、年に何回かは。その年に何

回か流出しているときに、この量が急激に減ったりふえたりする状況でわかると思うんですよ。そういった個人のくみ取りの尿だめとなるとなかなか難しいですけども、町営という形のものなので、できれば貯留槽のくみ取ったときのデータとかをよく調べて、特に古いものについては、そういうものを今後とも調べていってほしいなと思います。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回の委託業務に関しましては、くみ取りを行った後に高压洗浄車でもって、清掃作業員2人で高压で洗浄をするということに今回なっておりますので、今回こういうことで点検を通しまして、ある程度の傷み具合とか、そういった内容がきっちりわかるのかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 項林業費、5 目特養林産振興費、ございませんか。

3 項水産業費、3 目漁港管理費。

4 目漁港建設費。

5 目養殖事業費。

16番、竹田委員。

●竹田委員 カキのへい死に伴う質問でちょっとお聞きしたいんですけども、奔渡関係のカキえもんのことなんですけれども、前にもちょっと質問したことがあるんですけども、生育されたカキえもんの出荷のときに、出荷の大きさを大体1センチ5ミリくらいまでに何とか大きくして、成長した中で出荷をお願いしたいと、そういうことであればへい死する自体が非常に、へい死しづらくなると、死にづらくなるというんですか、そういった状況で出荷すれば、カキえもんをぜひやっていきたいという声が、僕が聞き取り調査をしたときにあるんです。このことについて、死ねば当然、町でもいろいろ財力に力があればいいんですけども、財力に非常に負担がかかるということで、当然支払うべき時期がくれば支払いをおくらせる。

また、へい死した分については、すぐにでも次のカキえもんの種苗に入るといった作業のことを実際やっているんですけども、どれにとってもへい死するということは、生産者側も種苗センター側も大きな負担になると。その負担をどういうふうに軽減していくかということについて漁師に聞いたら、何とか5ミリだか6ミリくらいの大きさで出荷する体制をですね、倍くらいの1センチ3ミリでも5ミリでも、もう少しプランクトンをやって生育すればできるはずなんだけれども、そこまでやってくれれば我々も、ぜひそのカキえもんを使っていきたいという話があるんです。その辺についていかがで

しょうか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 稚貝を大きくして出荷をすると、へい死する率も低くなるのではないかと、そういったご質問でありますけれども、実は開設当時から、この種苗につきましては3ミリ出荷ということを決めてございます。その後、3ミリで出荷した後に、漁業協同組合が中間育成をして、5ミリサイズでそれぞれの漁業者に配送するという取り決めになってございました。

ところが、漁業協同組合側の方で、この中間育成部分を何とか町のカキ種苗センターで、陸上で中間育成をしてほしいということになりまして、町の方では漁協が担うべく中間育成を町が陸上で5ミリまで大きくして出荷しているというのが今現在の状況でございます。これ以上、5ミリサイズより大きなサイズで出荷するとなりますと、育成の種苗かごが当然必要になってまいりますし、そういった出荷が重なった場合に、スペースが足りなくて増設をしなければなりません。

そこで、こういった3ミリから平均5ミリというサイズを今現在採用して、5ミリになるにしたがって順次、組合の方に出荷しているというのが現状であります。へい死が1センチであれば起きるとか、それ以上大きくなるとへい死が防げるのではないかといいことでもありますけれども、へい死については原因としては、残念ながらまだ特定はされてございません。特定に至るまでのいろいろな基礎データは徐々にそろいつつありますけれども、へい死を特定できるまでのデータは残念ながらありませんけれども、水環境、そういった監視に非常に重要なデータが今現在蓄積してございますので、これらデータについては10年あるいはもう少しかかるかと思っておりますけれども、そうした蓄積をもとにいろいろな各方面のご意見、それから漁業者等の意見とか聞きながら、へい死の關係の原因の特定になるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 確かに、へい死についてはまだ原因は決定していないと。10年たっても、20年たっても、30年たっても、このへい死の状況というのは絶対特定はできないと思います。なぜならば、へい理屈をいえばですよ、毎年毎年環境も変わるし水質も変わる。では、どのデータを根拠にして、これがへい死につながったということが言えるのかといったら、絶対言えないんですよ。もっと言えば、5ミリ玉のを例えば10ミリにしたり、15ミリにしたり、1回もつくっていないんだから、つくっていないものを5ミリ玉だから死ぬんだとか、10ミリにしたから死なないんだということは、もっと言えば言えなくなると思います。もっと難しい問題になると思います。

だから、1年じゅう365日、あそこの種苗センター使っているわけではないんですよ。3ミリから5ミリにして放してしまった後は空っぽなんですよ。それであれば、10分の1、100分の1でもいいから、一部を10ミリ、15ミリにするように容器を3つでも5つで

もいいではないですか、100個でも200個でも。そういった努力も何もしないで、へい死する自体がどうだとかこうだとか、特定できないんだとかって、そんなものへ理屈だよ。やってもいないことをデータ取ろうとしているんだから、やってみてその後どうなのかということが大事ではないですか。だから、まずつくってみると。

何回も言うようですけれども、365日あそこの種苗センター使っているわけではないんだから、増設しなければできないだとか、何万個も一気につくれという要望ではないんですよ。実験なんだから、実験の範囲内でできるところでおさめたらどうですか。

町民の側からもそうだし、僕も結局、議会の中で議員さんと一緒に見えていますけれども、種苗してつくった後に、おけも全部ひっくり返して空っぽなんです。次につくるまで、あの人たち仕事何しているんだろうなと思うくらいさ、遊んでいるのかなと思うんですよ。みんな思っていますよ、それ。だって、365日稼働しているわけではないんだ、つくっているときだけなんだもの。その間に一部さ、増設なんかして増築することもない、おけ余っているんだからさ、一部使ってやればいいではないですか、ちょこっと。ちょこっとですよ、実験なんだから。それをどうして考えないのかということですよ。それをぜひ、へい死の状況がどうだとか、こうだとかということの理屈を言っていないで、そういう定義づけに向けて実験段階でつくってみようという試みをぜひやってほしいと思います。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、1点目でございますけれども、漁業者の方から1センチ5ミリと申しますか、種苗の提供ができないかと、そういった実験ができないかというお尋ねであります。これについては、まず出荷時期の問題がございます。仮に、秋に種苗生産を始めた場合に、出荷するのは冬になってしまいます。ということは、その後、この種苗は大きくなりませんまま春を迎えるということと、漁業者の方からは、この開設した当時は春の5月から6月ぐらいにかけて出荷をしてほしいと、夏場を通してカキが順調に育つという出荷希望がございましたので、現在のところは春種苗ということで出荷をしているということでございます。

それから、出荷時期が終わったら空っぽだということでございますけれども、カキ種苗センターにつきましては、カキ種苗をつくるのは、あくまでも本科業務で、それが本来の業務ということでございますけれども、並行してカキの餌料生産、餌料販売も継続して行われていると。これについては、もちろん本来業務の範囲内で、全道から要望があった場合にえさの生産を継続して行ってございます。

さらには、もう一つの大切な業務ということで、カキセンターには調査研究業務という大きな柱がございます。これについては、もちろんうちのカキセンター職員が1週間に数回、そして朝早くから早朝出勤ということで、本来の海上業務に携わってございます。非常に厚岸の水環境を通年で監視をして、水環境の監視はずっと何年も続けられている業務でございます。これらのデータについては、今後大きな厚岸町の漁場環境を守る上での大きなデータというふうに考えてございます。これらのことが厚岸の漁業を守る上で、今後重要な役割を果たしてくるというふうに考えてございます。

それから、原因の特定のお話でありますけれども、今回こういったへい死が起きました。それで、8月の盆ごろかなと思いますけれども、お盆にこういったへい死が起きたところであります。へい死が起きて、第一報をいただいてから、産業振興課としてはカキセンター含めまして、この原因を、特定には至っておりませんが、漁業者の方に前もって意見を聞いたと、現況をまず把握したということでございます。現況をできるだけ多くの漁業者の意見を聞いて、その現況の中で何か見えてくるものがないかと。データも含めまして、数字は我々に、こうやって集めたデータというのは何かを訴えていると、我々に何かを訴えているんだということで、数字も専門家ではありませんけれども、私も含めまして皆さんと意見交換なり、こういうことではないのかなということで、今回ある程度皆さんに原因としてこういうことが考えられるというようなお示しをできるなどのデータということで、提供してきたということであります。

それから、もう1点、ちょっと話がずれますけれども、漁業者には今回6回あるいは7回にわたりまして、6月から水温のデータを提供してございます。これについては、あくまでも試行的なこととございますけれども、漁業者に現在の水温はこうですよ。ですから、昨年の反省を踏まえまして、そういった判断材料というものを何か示すことができないかということで、今回そういった水温のデータとかも提供してございます。そういった意味で、カキセンターについては、決して出荷したらそれで終わると、そういうことは絶対ございませんので、その旨ご理解をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 何もしていなということは僕は言っていないですよ。その後、空っぽだと言っただけで、仕事何もしていないということは言っていないですよ、それは勘違いしないでください。

種苗センターにおいて、まずやってみないことに関して出荷時期がどうだのこうだのと、確かに物事を次の新しい段階やるときには、必ずいろいろな問題があると思うんです。しかしながら、漁業者からそういう声が出なかったというふうに言うんですけれども、漁業者も何十年もカキを育てていて、カキえもんが出る前にホタテ貝の養殖、そのホタテ貝を細かく砕いて、小さなかごに1粒ずつ入れて、実際その小さな編み目のかごにこぼれない程度のカキを入れて、カキえもんの5ミリから6ミリ玉を入れるということは、編み目からまず落ちない編み目の中に入れなければいけないと。小さい編み目に入れることによって何が生じてくるかといったら、水温だとか、そういうデータよりも、湖内の中が非常に泥で汚れていると。それが結局、編み目につくんだと。要するに、泥のしがらみですね。そのしがらみの編み目がくわってしまったときに、編み目がくわるということはイコール、ビニールの中に保存してしまった状態。要するに、稚貝が空気とか、そういうのを吸えない状態。そして、泥が編み目に詰まってしまうと、プランクトンが入ってこない、そういった現状が起きるんだと、まず。

だから、編み目を少し大きくすることによって、編み目が泥で詰まらない、編み目の中に新鮮なプランクトンが流れ込む、そういった状態は考えられないわけでもないんだ

から、だからその上で実験で何とか大きいミリ玉を種苗センターでつくってほしいと。それがどういう状況になるのかということは、これからの課題だと思います。いろいろなことを乗り越えて、実験でそれをつくってみて、万が一それが成功すれば、とんでもないことにもなると思うんです。ですから、それをもう一つ考えていただきたいなと思います。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） カキセンターでは現在、養殖試験ということを組合と、それから水産技術普及指導所と養殖試験を行ってございます。それで、今回のご提案でありますけれども、15ミリサイズのカキの実験と、種苗の実験というご提案でございまして、関係と、それからうちの担当とよく協議をしながら、検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。
13番、菊池委員。

●菊池委員 このたび、町長行政報告でカキえもん稚貝の大量へい死についてご報告がありまして、補正予算対応ということで今回出しましたのですが、このカキえもんにつきましては先般、命名の矢先、カキえもんあるいはカキえもんに限らず厚岸のカキにつきまして、貝毒の関係でもって出ました。そして、日ごろ町長も一生懸命、この産業振興、カキの振興についても取り組んでいただいておりますけれども、厚岸町議会としてカキの貝毒機関の設置、そして海域細分化について北海道知事あて要望、意見書を出したわけですが、私たち地方議員連絡協議会も連絡を取り合いまして、海岸の同じ海を有する浜中町、釧路町、釧路市、それから白糠町の各議員へ連絡取り合いまして、このたび9月の定例会で各地の白糠町を初め浜中町、二枚貝の貝毒検査機関の設置と、それと海域の細分化についての知事あての要望、意見書が採択され、上げられることが決定されました。

そういうことで、私たち議員も連絡を取り合いながら運動して、厚岸ばかりでなく、近辺の地域の漁村が力を合わせて運動しているわけでございます。そういうことで、近隣の町村も連絡取り合いながら活動しているわけでございますから、町長もひとつこの件について特段の努力と運動をお願いしたいと、このように思います。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先日、釧路支庁の水産課長が役場に来ていただきました。その際に、現在、北海道として厚岸町議会からの意見書等々もいただいたと、非常にそれについては重く受けとめているということでございました。北海道といたしましては、現在、襟裳以東から浜中沖までの海域を今設定してございますけれども、最低でも釧路支庁管内と、それから十勝の方とは分けることまでははっきりしております。支庁とし

ては、さらに厚岸町と厚岸湾だけを、厚岸海域だけ別にしたいというふうな考えを持っているようで、現在、北海道と調整をしているという内容でございます。

それから、もう1点の検査機関の道東への誘致という問題でありますけれども、この点につきましては残念ながら、民間企業で貝毒の検査ということを行っているというのが今現在の状況でございますので、これについてはなお検討といいますか、北海道では民間企業に要請中でございますけれども、今現在は余り進んでいる、上がる状況にはないというようなお話をしてございました。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 13番、菊池委員。

●菊池委員 ともかく、厚岸町議会ばかりでなくて、白糠町も浜中町もこのたび並んでやっていただくことが決定いたしましたので、さらなる働きかけといいますか、関連する、先ほども言いました釧路町、あるいは釧路市、これらの案件も浜を持っているわけでございますから、二枚貝も関連しておりますので、ぜひとも呼びかけをお願いしたいと、このように思います。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ただいま担当課長から詳しくご説明いたしましたとおりでございます。町議会においても、また私も厚岸町といたしましても、貝毒発生後、この2点の問題については強く要請をさせていただいておるわけであります。

お話ございましたとおり、道の方も前向きに検討をいたしておるわけございまして、さらに懸案事項が実現するように、私といたしましても取り組んでまいりたいと、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） では、進めてまいります。

6 目水産施設費。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費。

3 目食文化振興費。

4 目観光振興費。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

2 目道路新設改良費。

4 項都市計画費、2 目街路事業費。

15番、佐齋委員。

- 佐齋委員 街路灯についてちょっとお聞きしたいんですが、今日は何か課長が見えないんです。係長が来ています。

毎年、各自治会から街路灯の新設について要望があると思うんです。これは今年度、どのくらいその要望に応じられて街路灯を設置されているのか。

それから、あと町が街路灯を設置した後に、道路等の整備によりまして防犯灯などが設置されてございますが、これが街路灯とダブって同じ場所についているところがないのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

- 建設課長補佐（倉知課長補佐） 我々の方で今押さえています街路灯なんですが、今年まず交通安全事業で2カ所、これは床潭の道道筑紫恋床潭線ですか、ここに2カ所設置しております、ナトリウム灯。それから、自治会から設置されました、これは住の江町通りの下の住宅地から上に上がるところなんですが、これ2カ所を新たに設置しております。

それで、今お話になりました市街地で、例えば道道が新たに設置することによって防犯灯が残っている、近くにある。これにつきましては、実は町の方でも行財政の中で調べまして、ある程度それは整理する必要があるのではないかということで、今年一応10灯程度を撤去しようとは考えております。ただ、これはあくまでも自治会と協議しなければならないので、自治会と協議した上で撤去したいなと考えております。

以上です。

- 委員長（谷口委員） 15番、佐齋委員。

- 佐齋委員 そうすると、今回あれですね、これ余り自治会から要望は出ていなかったわけですね。

それと、今のダブリなんですけれども、私もちょっと通ってみたら、奔渡の七丁目ですか、あの辺が何かダブって、確かに道路たくさんついて明るいのはいいんですけれども、見たらついていてということで、逆に暗くてついていないところもあるものですか、やはりちょっと不公平ではないかということで、行財政なんかも厳しいですから、なるべくそういうのがあれば外して、ついていないところにつけてやるというようなことをした方がいいのではないかと。

どうしても、見ると奔渡は後からも道道が整備されたところだし、本当に隣同士でついたり、向かい同士でもついているのがかなりあるんですね。それがあったものですから、ちょっとお聞きしたわけで、それで結構です。

- 委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） この防犯灯関係なんですが、実は当時、町内会で設置されたものを町に引き継いだ経過があります。それで、どうしても町内会で設置したときに、変な言い方しますけれども、近い部分に、こちらも要るからこちらも欲しいとかということで、そういうふうにして設置された部分が多々あるのではないかなと思うんですよ。それで、町の方でも調べまして、余り近いものについては、これは何とか一つにしてもらいたいという考え方を持っていますので、それを一応3年間で40灯程度、その程度を何とか近いものについては撤去したいなという考え方を持っております。

ただ、あくまでも先ほどお話ししましたとおり、自治会の方に話を下ろさなければならぬものですから、それはその打ち合わせ後と考えていただければと思います。

以上です。

●委員長（谷口委員） 1 番。

●室崎委員 ここに出ております歩道整備事業がどうのこうのというわけではないのですが、ちょっとそれに関連して申し上げますが、道路の改良事業を行ったり、それからこういう歩道の整備事業を行ったりしますと、そのところにある測量の基準点がみんななくなってしまうんですよ、毎回ね。それで基準点、1 級、2 級、3 級、4 級とありますから、大体2 級以下は厚岸町設置でしょうけれども、その門をつくるのにはやはり物によっては200万円、300万円というぐらいの金は簡単にかかりますよね。それが道路を直した途端に全部なくなってしまうというのは、大変もったいないと思うんですよ。この点いかがお考えでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 今、委員さん言われるとおり、全くそのとおりなんですが、実は工事やる方の認識と我々管理する側の方の認識、これが不十分な場合があります。まして、注意の仕方がちょっと足りないのかなと思います、我々の方がですね。工事を発注したときには、ここにある基準点というのは当然、うちの課で押さえていなければならないはずですから、それがきちんと工事のときに認証点なりをとっていただいて、きちんとまたもとの基準点に戻せるような方法をとるのが通常、我々の発注している側の考え方なんですけれども、どうも施工業者の方でそこが十分考えられていない部分がありますので、これから先も含めてなんですが、我々の方が十分施工業者の方に、工事発注した時点で注意したいなという考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

●室崎委員 私も測量に絡む商売なものですから、今まで遠慮して議会では言ったことはないんですが、私の個人的利益ではありませんので勘弁してください。

それで、何回かそういう話は非公式にはお話ししています。そのたびに、あなたでは

ないと思う。あなたの先代、先々代というふうにはですね、同じことをおっしゃるんです、そしてできないんです。これは、水道課も同じです。

ある意味では、なくなる方がいいですよ。ここらだろうなんていって、10センチか15センチ違うところにポンと入れられたら、それを基準にして測量したら大変なことになるんです。だから、その意味では飛んでしまった方が、むしろいいだろうなと私は思っています。

ただ、やはりお金もつたいないですよ。そうすると、これは発注の中にこういう点があると、これらは確保しなければならないということをきちんと入れるとか、あるいは終わった後の何というんですか、工事がちゃんとでき上がっているかどうかということでもって、厳しくあなたたちは現場見ますよね。そのときの一つとして、例えば地籍係がそういうものがあるか、狂っていないか、これをきちんと検証して、初めてこの事業オーケーとなるとか、そういうシステムをつくっていかない限りは無理だと思うんですよ。

それで、ああ、幾つあったなというんでは、前に私1回か2回ぶつかったことあるんですが、下水道工事でこれは大きな道路境界ぐいでした、町道の。道路境界ぐいというのは、測量の基準点としては余り利用しないんですけれども、参考値として使ったら、がらっと狂っているんです。がらっとといっても、50センチぐらいです。でも、測量の基準に使うとき50センチ違ったら、先に行ったらどれだけ狂うかわからないですよ、扇をこう開いているようなものですから。

そういうこともあって、そのときはすぐ通報したら、担当の方がこれは大変だと飛んでいって、そしてきちんともとに戻しましたけれども、やはりみんながみんなとは言いませんけれども、土木工事をなさる方の感覚と、今いみじくもおっしゃいましたけれども、それから測量屋さんの感覚というのは、そういうくいに対する感覚が全然違うんです。それはもう、それぞれの分野がありますからね、それは当たり前なんです。だから、気をつけてくださいねというような道徳的レベルの話ではなくて、やはりシステムをきちんとつくっていかないと、この後ともですね、えらい高いお金をかけて、あんなものこんなしんちゅうのピン一つです。だから、それ自体は100円もしないものですが、その位置というのは非常に厳密でして、その位置を割り出すために非常に大きなお金がかかっているわけですよ。さっぱりその財産を飛ばしてしまうということを、さいの河原の石積みのようにずっとやってきていると。

それで今、私が町内で仕事をするときには、必ず地籍に行って、そういう資料をいただいて、現場の状況をお聞きします。そうすると、よく出てくるのは、これは何年の図面だから、あの後あそこらでこんな工事があったから、もしかしたらないのではないのでしょうかということとは当たり前のように言われています。これ常識なんですよ、そこに工事が一つ入ったら、もうないというようなね。これでは、やはりもつたいないのではないかと。だから、システムとして考えていかなければならないのではないかとということなんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 全く今ご指摘されたとおりでございまして、やはりどうしても工事に入りますと、その基準点の物の考え方、測量をする人間と、それから現場をやる人間、これ全然感覚が違います、確かに言われるとおりです。

それで、今ご指摘になられたとおり基準点ですね、この重要性というのを考慮した場合には、やはり工事の仕様書の中で縛る、そういうような方法が必要ではないかなと思います。これは十分、我々の課の中で、建設課の中で工事の発注する方、それから用地を確保する地籍の方とも協議しまして、中で検討をしていきたいなと思います。どうぞ、そういうことで了解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

6 項住宅費、2 目住宅管理費。

15番、佐齋委員。

●佐齋委員 ここで町営住宅の団地のガスの供給の修繕費、これは何年ごろ建てられた建物ですか。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 平成6年に建てました宮園公園M－1です。11年を経過しております。

以上です。

●委員長（谷口委員） 15番、佐齋委員。

●佐齋委員 そうすると、大体10年ぐらい。そうしたら、あれですか、随時これから建てたものは10年ごとに修理がされていくということですか。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 実は、そのところが非常に難しいところなんです、大体こういう機械の考え方なんです、恐らく10年程度かなという気はしているんですが、今回この気化装置ですか、これがたまたま壊れていまして、部品だとか、そういうもので対応できないのかなということで、一応業者呼んでやってみたんですが、全くそれは不可能で、そのまま1つ取りかえなければならぬという考え方になったものですから。

ただ、今お話されたとおり、10年で果たして全部取りかえていかなければならぬの

かということになってしまいますと、そういうわけでも。やはり腐食のひどいところ、これは調べる必要はあろうかなと思います。実際には、それより古いものでも、まだ何ともないという部分がありますので。

以上です。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

8 款消防費、1 項消防費、2 目災害対策費、ございませんか。

9 款教育費、1 項教育総務費、4 目教員住宅費。

2 項小学校費、2 目学校管理費。

8 番、音喜多委員。

●音喜多委員 一般質問でもかなり出ていましたが、アスベストの関係で、いわゆる学校も一部、2 校ほど使われておりますが、小学校、中学校含めて新聞にも出てございましたが、教材にアスベストを使われているものが、札幌市ではかなり指摘されています。今現在、そのことによって現場の教員含め父兄の方も、そういう教材の中に、実験器具類含めてアスベストの疑いのあるものも、かなり使われているやに聞いてございます。

今までの予算書というか、そういったものを見ても、そういったところでは調べる、調査するということが見受けられないのですが、そういったものに対して教育委員会側の方では現在、どういうふうな対応で、どういう考え方で進めようとしているのか、その辺いかがですか。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会のアスベストに関する部分のご質問ですけれども、まず教育委員会サイド、主に学校でございますけれども、使われている状況としましては、既に資料の方でご提示させていただいております吹きつけのロックウールに含有の疑いのある部分、これは厚岸小学校、それから尾幌小中学校、この2校でございます。そのほか、今お尋ねありました学校に関する備品関係、これについての調査も実は、時差はありますけれども、徐々にふえつつございますけれども、文科省なり道教委から調査が参っております。

それで、もう既に報告しているもの、それからこれから報告するもの、まだ調査中のもの含めまして、大体備品関係につきましては石綿付金網、これは理科の実験台に使われるものでございますけれども、この部分。これは、実は昭和62年代、このアスベスト問題が発生した時点では、撤去されているはずだったんでありますけれども、これが学校サイドで保管されていまして、残っていたという実態がございました。これらを含めて2校で15枚ほどございましたけれども、これは既に処分させていただいております。

通常は、この石綿付金網につきましては、もう既にセラミックの代替品がずっと使われておりまして、この問題につきましては使われることはないというふうに考えてございます。

それから、続いて参っておりますのは、理科の実験台なんですけれども、これにつきましては実は床潭小学校を除きますすべての学校の理科実験台に使われております、いわゆる天板、上に張ってある天板なんですけれども、これは黒い耐熱性のある天板なんですけれども、これに含有されている製品が使われているということで調査が入っております。この部分につきましては、そういうことで1校を除いた全部に使われているということでございますけれども、実はこれは通常の使い方をする部分については飛散のおそれはないと。表面がセラミックで加工されてございます。そういう状況の中では、例えば傷つけると、そのようなことがない限り飛散のおそれはないということで、学校サイドにも説明してございますし、ただやはりこれも小さい学校では、その理科の実験台が理科の実験台だけに使われるというだけではなく、いろいろな場合が想定されます。そういった使い方の中で、やはり傷つくような使い方は厳に慎んでいただくとか、万が一傷つけられたとか、損傷が発見された場合については、教育委員会に方に連絡をしていただき、教育委員会の方で補修処理をするという状況になってございます。

それから、もう一つは、七宝焼窯というものがございまして、実は七宝焼を授業の中でやるわけなんですけれども、それを焼く電気式の窯がございまして。その窯の炉の部分と、それから計器の部分遮断する、それからふたの部分、これらにアスベストが使われているということで調査が入り、私どもも現場を確認させていただきました。2校から、実はその七宝窯があるというふうに確認いたしました。

実はこの窯、相当しばらく使われていないという状況です。それで、学校とも協議したんですけれども、今は使わないということの中で損傷の有無に限らず、実は入っているという状況の中で、これを処分するというふうな予定になってございます。

それから、もう一つは、これも資料の中で入っていたかというふうに思いますが、実は学校給食センターのフライヤーの中にアスベストが使われているということの中で、これも実は1学期から使われておりません。今は処分する考えの中で、シートをかけて縛ってあるという状況でございます。

今後、それから父兄の皆さんへの周知なんですけど、実は今行っております分析調査、これが終わった時点でアスベストの混入、含有の有無、それから量、それから私どもの対処の仕方、こういうものがはっきりしてきますので、その段階で詳しくご説明しようというふうに考えていますので、今現在は状況を学校にお知らせしている段階でございます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 8番。

●音喜多委員 今大きく4点ほどの、教材含めて教育委員会の管轄の中でアスベストの疑いがあると。これは、厚岸町独自の教育委員会で調査というか、いわゆるそういうふうにピックアップされてあったものなのか、あるいはこうして大騒ぎになって、道教委あ

たりからですね、こういうものはおたくにないかという形で調査の上で、この4品目がピックアップされたものなのか、そういう過程ですね、調査して浮かび上がった過程というのは、どういう経緯の中で、この4品目が上がってきたのか。

これ4品目上がって、場所的にはまちまちのところがあるようですが、これ以外のものというのは全くないというふうに理解していいのか。まだ、それとも現地で押さえているというか、教材台帳には載っているけれども、それがアスベストの疑いがあるものが含まれているかどうかというのは、学校では把握をされているのかどうなのか。していれば、もっともっと品目的にはあるんだろうけれども、うちの教育委員会ではつかみ切れていないので、ある程度の学校あるいは道教委とか、そういう関係、あるいはつくったところとか、納入した業者とか、そういうところからのお知らせというか通達というか、そういう連絡があって初めて、そういうものが疑わしいものが入っているのかということになるのかと思うのですが、その辺の確認というか、どういうふうに教育委員会としては押さえてつかまえているのかと、そういうことです。

それから、アスベストの特徴的には吹きつけが主で、それを形をいじらない限りは何ともないというが、ほかのものというか、こういった今七宝焼だとか、あるいは理科の天板、そういうものは形を壊さない限りは大丈夫だと言っているけれども、ふだん使うものにはそういうものがあるか自体も、今はわからないということだね、そうすると。もし、そういうものが含まれているものがあったとしたならば。

ですから、今言ったように、どういう品目を絞って、そういうふうに押さえられているのか。その辺のところをはっきりしないと、まだまだほかに使われているものもある可能性がなきにしもあらずではないのかなというふうに思います。その辺のところは、どういう経緯でもって、もう絶対この4品目以外はないんだというふうに押さえているのか、そういう今までの取り組みの過程の中で、どういう状況にありますか。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。

まず、調査の実態でございます。実は、厚岸町独自に、こういうものについて調べよというふうなことでは始まってございません。ご存じのように、やはり文部科学省、それから北海道教育委員会、これらあたりからこういう部分について疑いがあるので調査というふうなことで、実はやっているのが実態でございます。

ただ、当然その内容の中では、私どもも建物全体について実は調べております。学校すべて現地調査いたしました。もちろん、先ほどの吹きつけのアスベスト含有、ロックウールも含めて、図面にならぬからどうなんだろうと。それから、図面にこう書かれているけれども、どうなんだろうと。これらの部分含めて、やはりすべて疑ってかかって調べてきたつもりでございます。

それから、次のもうないのかという話でございますけれども、実は今表面に出てきているのは、そういうことで吹きつけの含有、ロックウールですとか、限定された備品の中での調査で終わってございますけれども、実はアスベストはある年度まではあらゆる建材に使われてきたと、こういう実態は明らかなようでございます。

したがいまして、古い建物ほとんどについては、アスベストが含有している建材が実はあるということは、これは先ほど申し上げました理科の実験台の天板しかりなんですけれども、やはりそういう状況の中では、通常の使い方の中では飛散することはないということではいかにざるを得ない部分があります。

ただ、先ほど言いましたようにメーカーですとか、そのような部分から私どもの製品には使われておりますと、そういうものがどんどん出てきます。アスベストの一般質問の中のお話にもあったと思いますが、実は経産省あたりで今品目をいろいろ調べてございますけれども、これは徐々にやはりふえるのだろうというふうに考えております。そういった中では、現在学校にある備品すべてにおいて安全かということは、必ずしも言えるものではないというふうに考えてございますけれども、ただ危険性が発覚した時点では、やはりそれなりの処置はしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●委員長（谷口委員） 8番、音喜多委員。

●音喜多委員 むやみやたらに騒ぐというか、利用者というか、消費者、あるいは学校あたりの子供や父兄に、そういうあおるようなことは要らないかと思うのですが、そのように押さえてあるならば、きちんと現場の教員、特に理科の先生等なんかは、こういったものに使って、子供たちと一緒にということが多いたろうと思うのですが、そういうところにきちんとやはりその状況というか、そういうものを説明してあるんだろうと思う。

現場で、そういう混乱まではいかないけれども、疑いの中で半信半疑でというか、教育委員会から何も言われないうか、はっきりしたことを言われていないとかということではなくて、きちんとこの部分については現時点ではここまでの見解が出ていると、こういう状況にあるということをややはり現場の教員や、あるいは父兄に対して当然そのくらいはきちんと言うべきだと。私は、これだけ社会的に大きな騒ぎといったら変ですけれども、道が懸念されている以上は、いたずらに騒ぐこともないし、またそれ以上のこともありませんが、やはり何かあった場合にきちんと早く、正確にそのことを知らせるということが、かえって傷を浅く抑えることができるんだろうと思うんです。

そういうことからして、特に学校の教材関係には、そういう疑いがあるとするならば、早目に手当てをされた方がいいのではなからうかと思っておりますので、その辺の考え方はいかがですか。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。それで、私どもも現地調査の際は、必ず担当の教員についていただきまして、内容を説明しながら調査をしてございますし、その後の取り扱いについてもお話している段階でございます。また、校長会、それから教頭会におきましても、刻々この状況、調査の内容も変わるわけですから、その段階で毎月の校長会、

教頭会、これらの機会も利用しながら説明、それからご理解、それから協力をしていただいているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（谷口委員） それでは、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、よろしいですか。

45分まで休憩いたします。

午後 3 時14分休憩

午後 3 時45分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

2 目学校管理費、他にございませんか。

1 番、室崎委員。

- 室崎委員 先ほど、ちょっとクマの話が出ていたんですが、教育委員会の方でこの事実をつかんだのはいつでしょうか。どこから通報がありましたか、その点お聞きしたいんですが。

- 委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） 奔渡七丁目のクマ出没の関係でございますけれども、教育委員会にその情報が入りましたのは、13日の午後 1 時過ぎでございます。環境政策課から情報がもたらされました。

同時刻に、実は厚岸小学校からも、父母から同様の情報が入っているということで、対応を検討している旨の情報が入りました。その中で、実は教育委員会と小学校とも協議いたしまして、どのような対応をとるのかということで話し合っております。

- 委員長（谷口委員） 1 番、室崎委員。

- 室崎委員 人命にかかわることがありますので、くどくなりますけれども、先ほどと同じような話だと言わないで聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、ちょっと写真がありますので、回覧に供していただきたいと思いますけれども。

2 枚ありまして、同じ位置から撮ったもので、大きさも比較ができるようにしてあります。

（写真を回覧する）

- 室崎委員 同じ位置から人に立ってもらって、同じ位置に立って写真を撮っていますので、クマの大きさがわかると思います。これは、9 月28日に私のところに、この写真を

撮った方がおいでになって、詳細にお話をしてくれました。先ほどの説明と一部異なりますが、また一部異なるところもありますので、一報当事者の言ですから、事実関係の確認をしたいと思います。

9月9日1時51分ごろ、本部作業小屋前方12メートル50のところでクマを発見した。携帯電話附属カメラで撮影した。撮影時には、19.5メートルのところになっている。これは巻き尺当ててはかっていますので正確です。その二、三分後、すぐ隣の家に連絡しているので、その隣人の方から役場に電話連絡をしております。家の中から窓越しに見て、それでそこからすぐ役場に連絡をしております。彼は携帯電話を持っていたが、隣の家に言って、隣から、おれがやるからということで言ったそうです。

2時20分ごろ、一たん道路向かいの茂みに消えたクマがまた再度姿をあらわして、この間大変長い時間、恐怖と闘っていた。彼はちょうど、本部作業小屋で作業をしまして、一服しようと思って、がらがらっと戸をあけたら、目の前にクマがいたわけですから。

それで、幾らたっても役場は来ないから、当てにならないと判断して、友人に電話をかけて、猟友会の知人に連絡してくれるように依頼したりしていて、約50分後、2時40分ごろ役場職員4名が到着したと、こういうことです。早急にというのは、50分かかるわけですかね。

それで、そのうち3名はよく知っている人であったと。5分ほどおくれて、猟友会の人も駆けつけた。彼は、どっちの通報で来たかは猟友会には確認しておりません。クマは山に姿を消した後だった。携帯電話で撮った写真は、携帯電話の画面に出ますから、すぐ、この今複写したクマの写真ですが、これを見せて、その場で状況を説明し、非常に危険なのですぐ手を打ってほしい旨依頼し、また子供たちがよくこっちへ遊びに来ているから、大変危ないので、すぐ学校に連絡してほしいと要請したというわけです。4人が聞いているそうです。4人が、その写真を見ているということです。役場職員ですがね、猟友会の人とは別ですよ。

この日、防災無線で町民に通報がありまして、人家より100メートルの位置にクマが出たと、そういうふうには流れたんですねと、この方は言っていました。翌日、撮影場所から600メートルか700メートル、奔渡六丁目の方、要するに町の中心地に寄った場所でクマが捕獲されたと。同じ答えかどうかは不明であると。

月曜日になりまして、9月12日12時過ぎ、大体お昼ごろです。小屋の外でとんかんとんかん音が聞こえていたので、何か隣の家か大工仕事をやっているのかなと思ってひょいと見たら、クマ出没に注意を呼びかける看板を撤去して、ライトバンのような車に載せて今運んでいくところであったと。

それで、その後もおかしいなとは思いつながら仕事をしていて、3時40分ごろ、12日のですね。学校から何の連絡や指示がないので、厚岸小学校の校長先生に、この方はPTAの役員やっているらしいんですが、連絡をしたと、校長はびっくりしていたと。ということは、初めて聞く話なんですね。彼もびっくりしまして、役場に電話をしたそうです。学校には私から連絡しましたが、それでよかったんですかと。それに対して、「はい、結構です」と言われたと。それから、「どうして看板を撤去したんですか」と。「クマは既に捕獲されたので、必要なくなりました。このようなものは置きっ放しにすると、緊

張感が薄れます」と、また「景観によくありません」と、そのように言われましたと、このように言っています。

その後、担当課長さんが家に来て事情を聞いていったと。知らない中でもないし、よろしく頼むということをお願いしましたと。しかし、この間の対応は、この方はどうしても理解できないと言っているんです。なお、その方のカンパには現在もクマのふんが落ちているので、大変恐ろしいと。

それで、今は薄暗くなってからのコンブ作業、センパというんですか、そろえる作業だと思いますが、それはもうやらないで、日のあるうちに家に帰ってしまって小屋にはいないと。それから、夜出歩くということは、私だけではなく、特にこの奔渡七丁目の方にいる人たちはしていませんよと。隣の家に行くんでも、車に乗っていくというようなことをみんな言っていますと。こういう話を聞かされたんですが、この事実関係は一方的当事者の話ですから、どうなんでしょうか、大分食い違っていますか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、9月9日金曜日ということで、先ほどのご説明ではたしか2時ごろということで連絡があったということでございますので、大体そのあたりは10分くらいの差はあると思いますけれども、14時ごろということで、大体通報の時間はあっているのかなというふうに考えられます。

それから、役場職員4人というのは、多分、森づくりセンターも現場に行っているはずでございますので、その部分も含んでの数かなというふうに考えます。

それから、猟友会の方も行ったということでございまして、これは町から要請したということでございます。

それから、学校への連絡のことでございますが、その場でその方から学校に連絡していただきたいということがあったかどうかというのは、ちょっと私は承知してございませんでしたが、12日の段階になります。月曜日でございますが、その段階で一たんこの方から連絡がありまして、まだもう1頭いる可能性があるということで対応したというのは、先ほどご説明したとおりでございます。

それから、学校に連絡する云々につきましては、通報された方がPTAの役員をされているということでございまして、私の方から連絡してもよろしいですかというふうに言われたということで、それではそのようにしてくださいというふうにお話ししたということは報告を受けてございます。それは後から私は聞いたお話でございまして、結果的には13日の火曜日でございますが、この日に教育委員会の方にそういった情報を、各学校に注意を促していただきたいということを申し上げました。間もなく、教育委員会の方に厚岸小学校の方から、実はPTAの方からそういう連絡があったということが委員会の方に連絡が入ったということでありまして、最初に学校の方に連絡が入ったのは、そのPTAの方から入ったということは事実のようであるというふうに考えてございます。

あと何か答弁漏れございましたか。

看板を取り外した理由としては、先ほど景観云々というお話がありましたが、判断と

しては月曜日の日に森づくりセンターの方から土曜日に1頭射殺したというお話がありまして、それまでの目撃情報が1頭だったという理由をもって、その看板の撤去を行ったということでございまして、お話としてそういうやりとりがあったというのは、私としては承知していなかったところでございます。

現場の到着時刻でございますが、通報から50分がたっていたということでございますが、このあたりは私としてはそこに何時に到着したかというのは、厳密的には押さえてございません。ただ、通報があった後に出たと、現場に急行したということで、その場ですぐ外勤命令を当時、決裁した記憶がございますし、そのまま職員はすぐ出動したという状況はあると思います。何時に到着したかというのは、ちょっと把握していないところであります。

ただその後、私も現場に赴いた職員と携帯では連絡した経緯もございますので、ただ何時というのは申しわけございませんが、50分後だったかどうかというのは、正確には現在承知しておりませんが、出た時間としては直ちに出了というふうに記憶しているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 事実関係、何分に着いたというのはお互いに記録をとっていないわけだから、まあいいでしょう。直ちにと言えば直ちになんでしょう。直ちが50分かかるということもあるんでしょう、きつとね。

ただ、本人にすれば、これは大変なことだったと思いますよ。クマそこにいるんですから、出たり入ったりしているんですから。

それで、まず通報についてお聞きしますが、4人来ただけけれども、4人とも役場の人もしらんが、1人はわからない人だと。3人は役場の中のどこにいてという、名前も全部わかっているというふうに本人は言っていました、私は聞いていませんが。名前まで聞いたら、ちょっとこんなことで済まなくなってしまうから。

そこでこの3人、今は3人にしましょう。1人は森づくりセンターですから、ちょっとこっちへ置きましょう。見ているんですね、クマの写真も。このクマ、肩の高さでいますと、大体同じ位置から同じ場所に立ってもらった写真でほぼ確認しますと、1メートル50くらいの女の人の胸のあたりまでくるんですよ、この写真で合わせますと、多少の違いはあるかもしれないけれども。相当大きなクマでないのかなというふうに思われますが、これやはりびっくりしますよね。大抵、私からして実際の野生のクマがそこにいるのを野生の状態で見たことはないですから、それが目の前にいるのが携帯であろうと何であろうと写真も撮っていて、これなんだと言って携帯画面で見せているわけですから。それがそのまま役場に帰って、教育委員会や、そういうところに通報しないんですね。そういう業務の仕方をいつもやっているんですね。

それから、教育委員会なんですけど、学校に本人の言によると9月12日3時40分ごろ、月曜日だと言っていました、12日の月曜日には間違いありませんよ、言っているということです。それがすぐ教育委員会に入る仕掛けにはなっていないんですか。

それで、土日という間は、学校には連絡網もいろいろなものもございますよ。差し当

たって、厚岸小学校、中学校だと思います。真竜から真竜小学校の子供があそこまで遊びに行くというのは余り考えられません。そうすると、あそこらは子供たちのいい遊び場らしいんです。自動車も来ませんしね、それからこっち側は斜面になって、こっち側に海があってということで、大変おもしろくて、いつも子供が遊んでいるんだそうです。だから彼は心配したというんですね。それが、土日放置されていたんですよ、このことについてどうお考えなんですか。まず、その点からお聞きます。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

9日9日金曜日ということでございまして、できるだけ速やかにクマが出たと、しかも民家の近くであったということで、対応しなければならぬというふうに当日は考えていたわけですが、委員会への通報については、当日については役場の中では行っていなかったというのが現実でございまして。金曜日という状況の中で、対応を終えたのがですね、防災無線を流したのが午後4時、臨時の防災無線をこの地区に流したわけですが、その後、委員会に連絡すべきであったと、今振り返れば思うわけですが、当日としては役場の中では連絡するに至らなかったということでございまして、この点につきましては深く反省しているところでございます。

それから、委員会に連絡するシステムになっていなかったと、システムがあったのかどうかということですが、この点につきましても、そのルールづくりということで、紙に書いた要綱なり何なりということを定めていたわけではございませんが、当然としてその場所につきましては児童・生徒のいる地区でございまして、そのあたりはあるなしにかかわらず、連絡すべきであったのかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 係の人がクマでもって頭がいっぱいになって、そういう連絡を忘れたというのであれば、これはある程度はそういうものなのかなと、いやそんなことをいいとは言いませんが。ですけれども、あなたはクマが出たというので、出ていくのを決めたんですね、緊急に出ていくということを。そして、報告も受けているんですね。あなた何でそんなことしなかったんですか。そうでしょう、緊急事態ですよ。馬が出たんじゃないんですよ、クマが出たんですよ。大変にそのあたりは感覚としておかしいというふうに言わざるを得ないです。

これもしですよ、土曜日や日曜日、子供らが遊びに来て、事故が起きていたらどうなるんですか。そういう意味で、事故がなかったのは大変によかった、幸運だったと言わざるを得ないです。全国放送になってしまいますからね、そんなことになったら。

それでまた、教育委員会の方にも、学校に連絡があったら直ちにきているのではないかと思ったのが1日投げられていたと。そうすると、その通報のあった学校はわかるけれども、すぐ向かいにある中学校はわからないでしょうね、きっと。ましてや、町内に

ずっと連絡もできないんでしょうね。このあたりもどう考えているんですか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答えを申し上げます。

当日、町民の方に連絡いたしましたのは、私は役場の方におりまして、現場と携帯電話をもって連絡のやりとりをいたしまして、当日、私としては速やかにクマの状況を付近の人たちに、まず伝える必要があるだろうということでございまして、これは奔渡町の自治会長を通じまして、六丁目、七丁目の皆さんに速やかにクマの出没情報をお伝えして、注意を喚起していただきたいということで直接電話いたしました。

それから、防災無線の臨時無線につきましても、役場に残っておりました私から総務課の方に至急流していただきたいと言って、内部的な手続をとったところでございます。ですから、この段階で防災無線が流れたのは午後4時ということでございますが、手続的にはその前に行っておりますが、このあたりで学校に対する通報がなかったというのは、私もそこまで考え及ばなかったということになるわけでございますが、防災無線、それから自治会を通じての、近いところの六丁目、七丁目については、連絡網をもって速やかに対処していただきたいということでお願いしたという状況の中で、周辺の皆さんには注意を喚起するという対応の中で考えて対応したところでございますが、その後、学校に通報すべきであったということは反省しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会への連絡対応でございますけれども、おっしゃるとおり12日の3時半ころというふうに学校からは聞いてございますけれども、父兄から情報がもたらされたということでございます。実は、3時30分ということで、下校時になっておるわけでございまして、その日、学校としては対応しなかったと。次の日の13日の対応になってしまったということ、これは当然の話ではございませんで、こういう異常事態です。その連絡が教育委員会に入らず、また他の学校へ連絡できなかったということは深く反省するところでございます。学校の対応、それから教育委員会の対応をもう一度、改めて考え直す必要があるというふうに考えます。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 命にかかわる問題ですから、その点抜かりのないように、きちんとお願いいたします。

それから、看板撤去に関しては、先ほどの質問の中にもありまして、1頭出た、1頭殺した、よかったよかったでもって取ってしまったと、こういう話だと思うんですが、クマは別に身分証明書持っていないからね、あのとき出たクマが私でございまして、撃たれるときに言ったわけではないんですよ。何か非常に物の考え方が悠長で甘っちゃ

ろいんですよ。緊急事態というものに対する感覚がないんですね。役場の中にいれば、クマに襲われることはないからかと、現に言っていますよ、あの人たちは。

それから、その問答に至っては論外ですよ。ただ、今電話というのはいつでも録音とれますから、そこところは私は確かめてはおりませんが、言った言わないの話については今は言いませんけれども、この人たちは厚岸町は景観の方が自分たちの命より大事なんだろうかと、そう思わざるを得ないと言っているんですよ。これが町民の、電話をかけた人のつくり話とは到底思えないんです。どうもいろいろな意味で、何か町の一番大きな大事な仕事は町民の命を守ることだというところが抜けてしまっているのではないかというふうに思うんですよ。ましてや、その看板を撤去してしまったなんていうのは論外ですよ、やり方としては。この後、1週間や10日かけておいたからって、別に困る問題でもないと思うんです、余りにも速やかなんですよ。総選挙終わった後の看板撤去みたいな感覚だったんですかね。

それで、この後出たときにはちゃんとしますと言われても、もう出るとは限りません。また、そうそう出られても困ります。ただ、先ほど3番議員さんも言っていたとおり、今年は非常に山は不作でクマの出没回数は非常に多いんだそうです。しかも、ここでは今、まだふんが落ちているというような中で皆さん暮らしているんですよ。したがって、先ほどのときには魚なんかが捨てられているかもしれないというので、調査したという話よくわかりました。あるいは生ごみの出し方とか、いろいろなそういう専門家を入れて、できる限りのことをしてもらいたいです。そういうことによって、幾らかは信頼が回復できるかもしれないですよ。

同じことを何回も繰り返してもしょうがないからやめますけれども、今度、クマでなくて違う問題が出たときに、また同じような発想で同じようなことをやられたらたまったものではありませんからね。危機的状況のときにどのように対処しなければならないかということは、これは環境政策課や、あるいは教育委員会、一課一部署の問題ではなくて、厚岸町職員全体の問題だと思いますが、その点でいかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 大事な問題でありますので、私からお答えをさせていただきます。

クマの出没、厚岸町のみならず、北海道のみならず、全国で今大変な社会問題になっております。異常気象の結果であろうか、その原因は別にいたしまして、今は大変な問題として私は認識をいたしております。

そういう中で、先ほど事故がなかったから幸いだというお話がありましたけれども、私はそれで済むものではないと思っております、大変な事実があったと。町長として町民に常にお話しいたしております、「町民が安心して暮らせる厚岸町、町民の命を大事にする厚岸町」、たびたび皆さんの質問の中でお答えをいたしておるわけでありまして。そういう中で、不安な中での、お名前は出しませんが、クマ出没の民家の人、大変であったろうと思っております。そういう意味においては、迅速な対応がとれなかったということについては、深く反省をいたします。

やはり何といたっても危機管理、先ほど来からマニュアルの問題も出ておりますが、き

ちんとそういうことがなっておらなかったということが原因ではなかろうかと私は思います。そういう意味において、今後こういう事実に基づいて、しっかりとした、町民が安全で安心して暮らせるまちをさらにつくっていくための対応、方策、いろいろと講じなければならないと、かように考えますので、私といたしましては今回の問題については深くおわびを申し上げるわけではありますが、今後二度とないように、部下に対しましても強く指示をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

3 目教育振興費。

3 項中学校費、2 目学校管理費。

11 番、岩谷委員。

●岩谷委員 まず、教育委員会の方へ、現在、中学校が町内に何校あるか教えていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 中学校、現在 7 校ございます。

●委員長（谷口委員） 11 番、岩谷委員。

●岩谷委員 それであれですか、7 校についてはそれぞれグラウンドはお持ちですか。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 中学校すべてグラウンドはございますけれども、その 7 校ですけれども、当然、小中併置の学校も 4 校ございますので、ご了承いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 11 番、岩谷委員。

●岩谷委員 実は、これ真竜中学校なんですけれども、グラウンドのバックネックの整備ですか、これはなされているんだけれども、ちょうどグラウンドの野球のファースト側ですね、あちらの方がずっとヤジワラみたくなって、あそこに下水みたいのがあるんですよ。そして、こちらの道路側は何年か前に父兄がバックネットを、たしか電柱 2 本立てて張ったというケースがあるんですけれども、その後どうしてもファースト側がボー

ルが下水の方は入るということで、それで学校側にも何回も要望しているんだけど、一向に学校側は対処してくれないと。そんな中で、子供がちょうど野球やら、それから何かやっている場合に、自分の家の長靴を持って、1回1回ボール拾いに行くと。そして、大抵そのボール拾いに行くのは、野球の初めて入った小さい子が、それらがみんな下水の方へ行ってボール拾いでもって、それぞれ長靴を自分の家から持って、大変泥んこまみれになって帰ってくるということで、父兄の方からお叱りを受けたんですけれども、その実態については何か入っておりますか。

●委員長（谷口委員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） ただいまの件、真竜中学校のグラウンドのわきに関係します防球ネットのことだというふうに思います。実は、ただいまご質問ございました要望につきましては教育委員会、正直とらえてございませんでした。ただ今年度、実は校長からも問い合わせがございました。グラウンドの南側に野球部の父兄が防球ネットを設置する計画をしているけれども、財産管理上どうなんだろうということで問い合わせがございました。もちろん、その防球ネットの必要性については、要望はともかくとしまして、必要性については認識、かなり昔からですから、認識はしてございます。それは質問者おっしゃるとおり、西側の川の部分については、そういうことで防球ネットを処置してございますけれども、南側につきましては長い間ずっとあのままの状況の中で推移してきています関係上、特に要望としては上がってはきませんでしたけれども、ただ認識としては先ほど言いましたように湿地帯にボールが入り、かなり紛失もするし、まずいんだというようなことは聞いてございましたけれども、なかなか限られた修繕費の中で措置することができませんでした。そんな中で、父兄の方がご協力いただきまして、簡易的ではございますが、そういうことを設置していただくということのお話は聞いてございます。

また、その設置していただきました防球ネットについて、実は見させていただいております。率直に申し上げますと、ちょっとこの簡易的な防球ネットでは難しいかなと。というのは、耐久性の問題でございますけれども。ここまでやっていただいたという内容に対しまして、私どもも何らかの手を打つ必要があるだろうということで、今検討をしている最中でございますので、ここまでお答えさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 わかりました、大体内容についてはね。だけれども、押し問答みたく言った言わないというのは、私もちょっと真竜の方はわかりませんけれども、とにかく今年6月ごろですか、中学校の管内の野球大会があるときに、やはりボールがみんな南側に行ってしまうということでもって、何回かそういう話を学校側にお話したのに、一向にそれに対して受け入れてくれなかったと。それで、もうやむなく野球の父兄さんたちが防球ネットを張ったんだけど、本当の何というか、風吹いたらば飛ぶような、そしてあそこはシカが出るんですよ。それで、シカの道とやら、そしてあそのヤジワラはシ

力でなくて蛇が物すごく出るところなんですって。実は、今年の夏ですか、蛇が網に絡まってしまって、大変生徒も先生方もびっくりこいてしまったという、そういうお話もありましたので、これについてはそれこそ来年度、もし予算がつくのであれば、ぜひ設置してあげてほしいなと。そのときの父兄のいろいろ労力については、それなりにもしてもらえるのであれば、皆さんで協力すると、そういうお話も聞いておりますので、ひとつ来年度に向けてぜひやってほしいと。私も、今年度はもうあと幾らもないと、本当は早目から頼まれてあったんですけども、私の方もあれこれでもって、すっかりもう忘れてしまって、その前に課長さんの方へはこうだというお話はしてあったんだけど、その返事がもらえなかったものだから、早急に来年度に向けて子供たちのために、防球ネットを考えていただきたいと、よろしくお願いします。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。

実際のところ、父兄にここまで努力していただきまして、施設を管理する立場としては、このままでよいというふうには考えてございません。現在、現状を補強するか、また新たな施設整備を考えるかと。それから、これを直営の中でやれないかと。それからまた、できない場合は工事にするかと。それと、今提案いただきました来年度という形になるのか今年度できるか、これを含めましてちょっと検討しているところでございます。

いずれにしても、今シーズンは野球的にもう終わりかなというふうに考えてございますので、来年度シーズン前までには何らかの対応をしたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 学校管理費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費。

5 項社会教育費、3 目公民館運営費。

16 番、竹田委員。

●竹田委員 公民館運営費の中で、重なるということはないと思いますので、ご了承してもらいたいのですが、アスベストの件について時間も押し迫ってきたので、今資料的にこれから質問する内容等がわかるところだけ答弁いただいて、資料がもしなければ、この会期中とは言いませんので、終わった後ですね、僕個人の質問なので、終わってから教えいただきたいというふうに思います。時間ないので質問させていただきます。

一つは、このアスベストの業者選定といいますか、民間にお願いして調査を依頼したのか。それとも、国等からの指示でもって依頼をしたのかということと。それから、そ

の依頼機関というのが道内に何カ所くらい、市町村にどのくらいあって、どういう形で調べて、どういう形でお願いしたのかという、その経緯ですね。それから、いろいろな機関によって調べ方がいろいろあると思うんです。その調べ方などを事前に調査して、こういう調べ方だったらいいだろうというようなことの形を、どんな形式、形態を調べてそこをお願いしたのか。

また、アスベストの報告書というものがあると思うんですが、その報告書についてはどういった項目について、この報告書関係が出されるのか、その様式、書式というんですか、そういうものを事前に調べてお願いしたのか。もし、その書式等があれば、参考に見せていただきたいというふうに思います。

また、調査の段階において、あの施設は何万円、この施設は何万円というふうに記入されてございますよね、予算書の中に。そういった単価の設定に当たって、どのような方法で単価設定されて、この施設は幾らかかるといったことでね。例えば、壁を見るのであれば幾ら、天井を見るのであれば幾らとか、体かもぐっていける状態であればどうだとか、計算方法としてはいろいろあると思うんです。その調査の単価を業者に決められてきた、その経緯というんですか。例えば、平米数で何平米で、こういう場合は幾らかかりますよということで単価設定されてきてははずだと思うんです。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、最近何でもブームというものがあまして、その時その時のブームでも、全道、全国一斉にこのアスベストというものは一気に盛り上がったと。それで、標準な単価設定ができるかできないかということもあると思います。単価設定される業者側に、これこれ幾らかかりますといったことが標準単価であるのかどうなのかということが僕らにとっては、この予算書に書かれた内容から、金額からでは当然理解はできないと思います。その金額についても、理解できることを説明いただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 休憩します。

午後 4 時28分休憩

午後 4 時41分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

答弁をお願いします。

建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 民間建築物における吹きつけアスベストにおける調査なんですが、7月29日に釧路支庁長名で厚岸町に入っております。この時点では、昭和31年から昭和63年までに施工された延べ面積が500平米以上の木造以外の民間建築物で、耐火被覆等に吹きつけアスベスト、アスベスト含有ロックウール、その他アスベストを含有する吹きつけ材を室内または屋外に露出して使用している建築物ということできて

おります。

その後、8月9日に、

申しわけありません。調べる機関としては、釧路に2社あります。

それから、単価の件なんです、実は建築の方の営繕単価にも一応ありますとともに、うちの方で見積書をとっております。見積書を取りまして、それをチェックして、妥当なのか妥当でないのか、その確認を行っております。それで単価の設定をしております。

(「書式については」の声あり)

- 建設課長補佐（倉知課長補佐） 書式につきましては、ちょっと今すぐここに出されませんので、書式については後ほどということでしょうか。民間調査の書式、どういうものがきているのかというのは、ちょっと書式は後にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「報告書」の声あり)

- 建設課長補佐（倉知課長補佐） 今言われている報告書というのは、全道といたらおかしいですけども、ある程度全部がまとまってからということでしょうか。何というんですか、こういうところに何がありましたよということでしょうかね。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午後4時44分休憩

午後4時48分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。

- 建設課長補佐（倉知課長補佐） まず、機関の話なんです、これは試験機関、釧路に2件しかございません。あとは札幌になってしまいます。

それから、調査の単価なんです、これは例えば成分検査なんです、これが1カ所3万5,000円という単価が見積書で確認しております。妥当か妥当でないかというのは、町の営繕単価の中にもありますので、それをちょっとチェックしまして、3万5,000円の見積もりで妥当だろうという判断をとらせていただいております。

以上です。

- 委員長（谷口委員） 書式について。

- 建設課長補佐（倉知課長補佐） 申しわけありません。

書式については、ちょっと今すぐというわけにはいきませんので、11月30日に業者か

ら出てきますので、その後でなければ、どういう書式で出てくるのかというのはちょっと確認できませんので、ご了解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 16番。

●竹田委員 依頼機関は何カ所あるのかということについては、釧路に2社あって、あとは札幌にあるというお答えで、これはわかりました。

どんな形式で依頼したのかという部分については、厚岸町が業者2社に見積もりをとって、その上で単価を示されて、それを理解して頼んだということによろしいですね。

それから、3つ目なんですけれども、書式、様式については11月30日をもって来ないとわからないと。僕が例えば、業者が業者に頼む場合に、こういった報告書が出されるんですかということは、やはりお願いするときに報告書、こういう形で調べて、こういう形でお示ししていきたいということを頼む前にやはり1立方当たりどのくらいの含有率があるのかということはわかるんですけれども、こういった書式をもって報告させてもらいますということくらい書式、様式については頼む前にやはり、ただではないんでね、やはりそれを押さえておくということが必要でなかったのかなと。11月30日に頼んだけれども、これまでどんな報告されるのか、その様式もわからないというのであれば、ちょっと頼む時点でおかしいのではないかなというふうに思うんです。事前にこういったお知らせをしたいという、その書式の仕方、様式の仕方を事前に把握しておかなければならなかったのではないかなと思うんです。それらについて、もう一度答えてもらいたいと思うんです。

それから、1カ所当たり幾らということなんですけれども、今アスベストだけでなく、住環境ということに対して非常に学校であれ施設であれ、会館等の施設であれ、民間の住宅であれ、そういう部分については住環境測定士というのは必ずあります。そういうものについては、今社会問題になっていることでいくと、空気中の大気汚染、住んでいる部分の空気の中にホルマリンがどのくらい含まれているのかというようなことを調べる住環境測定士というのがあると思います。そういう中で、それもきちんとした書式があります、様式も。民間の人たちも、その様式、書式をきちんと理解した上で、どんなデータをとられて、どんな回答が出てくるのかということ把握して、それでこんな調べをするんだから、1カ所3万5,000円当たりかかるんだという理解を持ってお願いするはずなんです。やはりその書式、様式をきちんと確認しないで頼むということは、来るまでわからないというのは、僕にとってはちょっと理解できないんです。それについてどう思っているのかお聞きしたいと思います。

また、壁、天井についての部分なんですけれども、天井は無論、天井裏に入らないと、その部分は調べられない。3万5,000円というのは、1棟当たり3万5,000円ではなくて、1カ所当たりというとらえ方ではないかなと思うんです。例えば、天井においては建物が大きいですから、500平米単位だとか、それを1カ所としてみなすと。この学校については、この会館については1,500あるので、3カ所で10万5,000円いただきますというような換算方法というのが必要になるかなと思うんです。その辺もきちんと押さえていたのかどうなのか、もう一度、申しわけないんですけれども、お答え願いたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 本会議再開のため、暫時休憩します。

午後 4 時54分休憩

午後 4 時56分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。
建設課長補佐。

- 建設課長補佐（倉知課長補佐） まず、箇所の話をしたんですが、私ちょっと考え違いしている部分があります。1 資料当たりと、私 1 カ所と言ったんですが、1 資料当たりとして考えていただきたいと。ですから、例えば面積の大きな部分は、例えば 1 カ所空気調査をただけでは、恐らく足りないという考え方、これはただ基準は何平米に対して 1 カ所やりなさいとかという基準はまだきておりません。国からも、何平米に対して幾らをやりなさいという、この指示はきておりません。それで、ある程度うちの方で面積の大きなものについては、2 カ所ないし 3 カ所から空気調査を行うという考え方をしております。まず、これひとつ申しわけありません。先ほどお話をさせていただいた中で、間違って説明しましたので、ご理解願いたいと思います。

それから、私 3 万5,000円という単価を言ってしまいましたのであれなんですけれども、これは先ほど説明したとおり 1 資料当たり 3 万5,000円という考え方になります。

それから、出てくる書式については、実のところを言ってしまうと、我々の方でどういうものが、何というんですか、向こうから検査をお願いした資料として出てくる様式のもの、どういうものが出てくるかというのは、今段階では我々もまだ、

失礼しました。求めているのは、1 リットル当たりのアスベストの本数。それから、もう一つにつきましては使用量、重量に対する含有率が幾ら入っているのかと。これは成分分析の方になるんですが、使っている、とった重量に対してアスベストが幾ら入っているのか、これを確認すると、この 2 つの方法を発注しております。

以上です。

- 委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

- 竹田委員 そうしたら、役場の方で押さえているのは、1 リットル当たりのアスベストの本数というふうに理解したんです。それから、もう一つは、例えば被覆剤が 1 トン使われたと、重量ですからね、500キロ使われたと。その中に含有率として、幾らアスベストが入っているか。ということは、例えば500キロ分の12キロとかという形で理解してもいいんですか。この 2 つに限り、2 つだけのことで依頼したと。それで理解してもいいんですか。

それで、調査を依頼するということは、当然費用が発生するということで、この 2 つについて書式というか様式を、こんな形でご報告させていただきますということを事前

にどんな形で報告されてくるのかということをしちゃんと押さえていたのかどうなのか、説明をされて理解を頼む前にされていたのかどうなのかということをお聞きしたいんですよ、理解をしていたかどうか。頼んでしまった、どんなものがあるんだかわからないということでは困ると思うんです。

先ほど言われていた国からどれをどういうふうに調べるというのは、調べ方として、調査の仕方として、こういうことをこういうふうにしなさいという依頼はなかったと。しかしながら、町としては、そういうことでは困るので、大きな部分については何カ所かとするようにしてほしいというふうに依頼をしていたと。ですから、言ってしまうと、国からきているものに対しては、余りにも大ざっぱなので、悪い言葉で言えば、国から言われたのは何かこう広過ぎて理解ができなくて、1カ所当たりを調べていいのかどうかかわからないから、町としては1カ所当たりでは困るので、何カ所か調べるようにしたということで、いわばさんですよ、依頼のされ方が。調べろとはいったけれども、どう調べたらいいかわからない。町としては、おかいしので、ちゃんと数カ所に対して調べるようにしましたよということで理解してもいいんですか。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 今、アスベストの関係で検査の方法、これは今空気中の関係、アスベストの本数幾ら入っているのかという、何本入っているのかという考え方が一つ。

それから、重量比ですね、重量に対する含有量、これしか今のところ言われている試験の方法は、今はこの2つの方法しかありません。これが一つです。

あと、書式については、内容的には今の話は受けております。当然、業者が決定した段階で、失礼、やる前にですね、うちの方から要求するものはこういうものだよということは、今言った空気中の1リットル当たりの本数と、それと重量を知りたいんだよと。だから、それに対するものが出てきてほしいという説明は当然、町とするとその説明はしております。ただ、何というんですか、全国的に統一された様式というんですか、それがどういうものなのかというのは、確かに私らとしては出てこない、ちょっとわかりません。そういうことでよろしいでしょうか。

●委員長（谷口委員） 16番、竹田委員。

●竹田委員 一般的に、僕が言っていることがおかしいのかどうなのか、ちょっと理解に苦しむんですけども、お金を出して調べていただくときに、どういった内容等でお知らせ願えるんですかということをお口頭だけで金額を払う形になるのかということがですね、それが納得いかないんですよ。

例えば、今言った2種類の形について調べますよと、わかりましたと。では、報告書については、こうこうこういう報告書になりますという、報告書の調べる内容と、それから報告書についてはこういう形で報告させていただきますという書式、様式というのをきちんと把握していないとおかしいと思うんですよ。口だけで、こことこやります

からと。ああ、わかりました、そうしたら頼むねと。1カ所当たり何ぼ、何ぼですよ。わかったよと。こういう形にしか僕聞こえてこないんですけれども、それはおかしいと思うんですよ、どう考えても、一般的に言っても。それをどうも理解できないので、もう1回ご答弁願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 当然、うちの方で発注する時点、これは建設工事についても、委託業務だとかについても、実は特記仕様書をつけます。当然、特記仕様によって委託業務といったらおかしいですけれども、仕様書によって業務をやっていただくことになるわけです。ですから、その中において中身なんですけれども、調査の箇所だとか調査内容、それから調査期間、何がうちが欲しいのか、そういうものはきちんと説明して仕様書をつけております。ただ、その出てくる、成果品として上がってくるのがですね、私今言っているのは成果品として上がってくるものの中身が、実は私らまだそのものを見ておりませんので、出していただくものは当然今話したもののなんです、中身として向こうから出てくるものとしての仕様がどういうもので上がってくるかは、まだ実際には見ておりませんので。

ただ、今お話ししたとおり、工事だとか業務だとかをやる場合には必ず仕様書をつけますので、その仕様書に沿って作業をやっていただくという考え方にはなります。

以上です。

●委員長（谷口委員） 16番。

●竹田委員 僕の2番目に質問した、どんな形式で依頼したのかという部分なんです。

3番目に質問した結果通知の書式や様式はどんなものなのかという部分については、返ってこないとわからないと、それについてはわかりました。理解しました。

2番目の、どんな形式で依頼したのかという部分が、結局その依頼をしたときに書式、様式はこういうもので、あなたのところにこういう書式の結果を持ってご報告させていただきますということなんです、僕が聞きたいのは。それを理解してお願いしていたんですかといったら、今答弁の中に特記仕様書というものが必ず契約のときにあるんだからというのであれば、それが僕が資料を求めた部分なんです。特記という部分の仕様書と言われる部分、それがあれば見せていただきたいという。それが時間がかかるのであれば、後でもよろしいですよ。

●委員長（谷口委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（倉知課長補佐） 今のお話の中で、特記仕様書は後日でよろしいですか。後日出させていただくということでよろしいですか。用意はできますので、それは後日出させていただきたいと考えておりますので、よろしいでしょうか。

●竹田委員 はい。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

6 目情報館運営費、ございませんか。

6 項保健体育費、2 目社会体育費。

11番、岩谷委員。

●岩谷委員 パーク関係について、二、三点だけお伺いしたいと思います。

この件については、3 番の南谷委員よりいろいろとお話聞いて内容はわかりました。あともう1 カ月ですか、今年度1 カ月でもう恐らく終わります。そんな中で、大変今になってから芝生の状態が本当に皆さん喜ぶような状態になっております。ただ、来年度に向けて、どうしてもグリーン上がまだきちんと整備されていない部分があります。そんな中で、来年のオープン時に向けて、ぜひこれらを補修していただけないのかなと。まず、これ第1 点です。

それから、草刈りですか、課長においても地方に行って勉強して、大変よろしいんですけれども、年々やはり皆さんの技術が上がるたびに、芝生の刈り方にもう少し工夫をした刈り方をしなかったら、鉋路あたり、そこら辺からは人来ませんよ。単純に、余り刈ったのではきませんので、来年度やはりそこら辺、課長いろいろ勉強して、刈り方についてももう少し工夫をしていただきたいと思いますけれども、それらについてひとつご答弁願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

●教委体育振興課長（松浦課長） 宮園公園パークゴルフ場につきましては、春先から大変な悪コンディションの中で愛好者の皆さんにご不便、ご迷惑をおかけしまして、大変申しわけなく思っております。ただいまご質問ありました来年に向けてのオープンに向けてのコースの整備についてでございますけれども、今年の関係につきましては一応ご理解いただきまして、整備を終えましたけれども、まだ一部完全な状態にはなってございません。これからまた、冬期間にどのような状況になるかもわかりませんけれども、二度と同じような轍は踏まないということでございまして、自然状況でどうしても芝が枯れる部分も今後ある程度予想されると思います。したがって、来年のオープン前には公園芝を若干手当てしまして、オープン前にそういった整備をしたいという考えでございまして、そのための予算措置についても今後、町長部局と協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、芝刈りの工夫をもっとせいというご指摘でございますけれども、現在、グリーン上は刈高が2.5 ミリから3 ミリということで、夏場については週2 回、それ以外に

については週1回という基準、それからフェアウェイにつきましては5センチから6センチという刈高で、委託先に指示をして行っているところでございますけれども、委託先の担当する職員の方々にも、私現場でいろいろなお話を実はさせていただきました。それぞれ我々も、それから事業団職員も、さらに研究をしまして、皆さんに愛されるコースづくりに努めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

- 岩谷委員 確かに課長の言うように、もう今年度最後に向けてのいろいろな努力は私もよくわかります。ぜひ来年度、恐らくこの15日に管理職と議員とのパークゴルフがあるんですけれども、その中で若干恐らくグリーン上が、もう少しまいち足りないのかなと。穴があいて、結構それにボール入ったらば、もう出れませんので。だから、そこらについての補修は来年度に向けてしていただきたいと。

それから、私週に2回やら3回と、その刈り方についてはやはり芝生の状態が8月であれば、1日か2日でもっともう何センチ伸びるという状態は、やはり週に2日も3日も、2回も3回も刈らなければならないけれども、その刈る状態のあれですか、例えばフェアウェイをあれして、ラフをもう少し違う状態にするとか、そういう方法はやはり地方のパーク場をよく見て研究してもらわなければ、ありきたりのことをやっていたら釧路あたりからのパークの人たちは来ません。最近になって釧路から来る人は、厚岸のコースは前よりおもしろくなったと、そういう言い方もしていますので、来年度に向けてもう少し例えば委託するのであれば、委託者をどこかへ研修に出すとか、そしていいところがあれば、そこへ行って研究するとか、そういう状態を来年度に向けてぜひ考えていただきたいと。それと、たしか平成19年度ですか、芝を刈る機械ですね、これを何か購入する話があったんですけれども、今実際にハイヤー式ですか、大型、あれが2台ありますね。2台あれば要りません、あと。ただ、手押しのグリーン上の芝刈機ですか、例えば女の人でも操作できる、そういうふうなものを2台用意してもらえれば、女の方でもあるいは外郭団体、それから協会の人たちが、これは皆さんそれぞれにお手伝いします。そんな中で、ぜひ何百万という機械要りませんから、本当の何十万程度で済む機械でもって十分間に合います。それらについて検討をしていただきたいと思います。それについて、もしあればご答弁願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

- 教委体育振興課長（松浦課長） お答えしたいと思います。

まず、芝刈りの方法についてでございますけれども、基本的には現在のコースを余り変えない形の中でコース維持を図っていきたいというふうに思います。それで、職員の研修につきましても、それぞれ研究を積み重ねていきたいなというふうに考えております。

それから、2点目のグリーン専用の芝刈機のことかというふうに思いますけれども、

実は先般の一般質問でもお答えしておりますけれども、平成19年に実はグリーン専用の芝刈機を購入する、一応3カ年の計画をしてございますけれども、今、委員がご指摘のような形の中で手押しの芝刈機を買って、それで愛好者の方々あるいは協会の方々のボランティアで何とかやったらどうかというお話でございますけれども、グリーンの維持というのはご質問者もご承知のとおり、パークゴルフのグリーン上は生命線ということでございまして、しかも夏場になると頻繁に芝刈りをしなければならないという状況で、果たしてこういった作業をボランティアに依存するだけで、このコース維持ができるのかということについては、私も今現在非常に不安を感じております。したがって、これらにつきましてはパークゴルフ協会等と十分協議しまして、そういった協力体制がしっかりとっていただけるのかどうか、その辺も見極めまして研究をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 よく話わかりました。ぜひ、協会とのお話でもって、グリーン上の芝刈機についてはやはり検討してもらえれば、大体協会の方も了解とってもらえるのではないかなと思います。それで今やっている方たちについても、やはりボランティアでもって十分協力していくと。どこのパーク上へ行っても、グリーンだけは別で、本当にやっている最中でも来て刈ってもらえるような状態の機械ですか、そんな何百万もする大型の機械なんてほとんどないです。みんな手押しか、あるいは電動式のもって、女の方が本当に老人の結構おばちゃんですか、そういう方がやっている姿があちこちで見受けられますので、十分とそれらについて協会とお話ししながら、ぜひ検討していただきたないと、そう思います。それはそれでよろしいです。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

3目温水プール運営費。

4目学校給食費、ございませんか。

10款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費。

12款給与費、1項給与費、1目給与費、ございませんか。

以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

第2表 地方債の補正は5ページ、地方債の補正ございませんか。

総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正。

3ページ。事項別明細書をお開きください。

4ページ、歳入から進めてまいります。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

6ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、ございませんか。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目一般被保険者保険税還付金、ございませんか。

3目償還金、ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページから。

事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めてまいります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険事業補助金、ございませんか。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、ございませんか。

歳入を終わります。

歳出に入ります。6ページ。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

4款介護給付費準備基金費、1項介護給付費準備基金費、1目介護給付費準備基金費。

3番。

- 南谷委員 平成16年度の事業、まだ半ばで介護給付費準備基金が1,308万2,000円。期中半ばで、この金額を途中で積まれる、財源がこういうふうに残ったというわけではないですが、努力の結果こういう数字になったと。現時点で、補正で基金に積み込む作業をすると。年度末で、これがどのようになっているのかなと。

まず最初に、1,308万2,000円がこの時点で発生した原因と見通しというんですか、年度末でどのような対応になっていくのかお尋ねいたします。

- 委員長（谷口委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げたいと思います。

この積立金の部分でございますけれども、多くは前年度繰越分の1,308万2,000円、これを積み戻しするという形で平成17年度のこの段階で補正をさせていただこうという状況でございます。平成16年度会計が終わったということでの16年度の余剰分、これを今回一たん積み戻しをして、現在、給付を続けている最中でございますけれども、12月時点あるいは3月時点で給付額が多くなりますと、この部分から取り崩しをして充てるといような状況になってくるのかなというふうに思いますけれども、このまま積み戻しをしまして、この額でそのまま推移するとしますと、平成17年度の基金残高見込みについては1,716万9,000円になろうかなと。そのうち、北海道の財政安定化基金からの借り入れ分、平成15年度だったと思いますが、ここで1,370万円お借りしております。実質、そうしますと引いた分の346万9,000円、これが9月補正後におきます実質的な第1号被保険者が納めていただきました保険料の給付に充てました後の残りの部分ということになってこようかと思えます。この額が今後の給付の伸びがどのようになるかによって、これを使い切るのか、あるいは道から借りた分まで手をつけざるを得ないのか、いようなことで状況が変わってこようかなと。その状況に応じまして、適切な時期に補正対応といようなことも考えざるを得ないのかなというふうに今現在では考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 平成16年度末で、たしか1,042万8,000円の残高だったと思うんです、私の記憶では。今回、それが積み増しになるという理解でよろしいのでしょうか。

それから、今説明があったことで理解はしたんですけども、そうするとこの17年度末では財源の状況、基金の準備金の想定というのは、現時点では予測ができないと、こういうことで理解していればよろしいんですか。

●委員長（谷口委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答え申し上げます。

最初の質問でございますが、平成16年度事業終了に伴いまして余った分といいますか、その部分を積み戻しするというところでございますので、ご理解のとおりで結構かと存じます。

平成17年度末の状況、これにつきましてはこの10月1日でもってホテルコスト等々、制度の変更が出ております、そこら辺の状況。それから、もう一つは、民間のグループホームが9月に1ユニット9名分が増加をしております、ここの伸び率がどれくらいいくのか、そこら辺の状況によっては、この基金のところに手をつけるような状況も出てくようかというふうに考えているのが実態でございます。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付金、2目償還金、ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された議案３件の審査は全部終了いたしました。

よって、各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後５時33分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成１７年１０月３日

平成17年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長